

令和4年9月27日

1. 出席議員

1 番	西	一郎	9 番	中村	一堯
2 番	宮崎	幸宏	10 番	勝屋	弘貞
3 番	笠継	健吾	11 番	伊東	茂
4 番	中村	日出代	12 番	徳村	博紀
5 番	池田	廣志	13 番	福井	正
6 番	杉原	元博	14 番	松尾	征子
7 番	樋口	作二	15 番	松田	義太
8 番	中村	和典	16 番	角田	一美

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	染川	康輔
事務局長補佐	樋口	貴司
議事管理係長	富岡	明美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	田	崎		靖
総務部理事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建	設	山	浦	康	則
総務課長兼選挙管理委員会事務局参事		白	仁	田	和
企	画	山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
商	工	山	口		洋
都	市	橋	川	宜	明
都	市	中	野		将
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和

令和4年9月27日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和4年9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	13 福 井 正	<p>1. 「こども家庭庁」発足に伴い、鹿島市役所の対応は (1) 鹿島市役所の組織改編があるのか (2) 鹿島市役所の人員配置をどうするのか (3) 予算配分をどうするのか</p> <p>2. 子ども・家庭の支援について (1) こども家庭の生活安定の支援策は何があるのか (2) こども家庭への支援策の利用状況は (3) こども家庭への支援策の広報は</p> <p>3. 新型コロナウイルス感染症経済対策で、困窮事業者や困窮者に対して貸付が行われた。来年度に返済猶予期間が終わり、返済が始まると思うが、返済できない方の対策は (1) 返済免除の条件は (2) 返済できない方の支援策は</p>
2	14 松 尾 征 子	<p>1. 高齢者が安心して暮らせる鹿島市を (1) 高齢化が進み難聴者が増えている。安心して社会生活ができるよう補聴器購入への補助を (2) 周辺の集落は小店がなくなり、又交通の便も悪くなっている。さらにこれから寒い時期に向うのにガソリンスタンドがないので暖を取るための灯油の購入が難しくなるという声があちこちで聞かれるが対策は</p> <p>2. 防災無線設置について</p> <p>3. 国民健康保険税均等割は未成年者からの徴収はやめること</p> <p>4. 旧統一教会問題が地方自治体や地方議員まで広がりをみせているが、これまで鹿島市役所は関係なかったのか</p>
3	6 杉 原 元 博	<p>1. 命と暮らしを守る「災害対策」について (1) 線状降水帯の予測と警戒呼び掛けについて (2) 「危機管理型水位計」の設置について (3) 「警戒区域」の指定について (4) 「個別避難計画」について (5) 「マイ・タイムライン」作成の後押しについて (6) 国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を受けて、鹿島市の対応は</p>

順番	議員名	質問要旨
3	6 杉原元博	2. 利用広がる「通級指導」について (1)通級指導を利用している児童生徒数（学校別）について (2)通級指導を利用する子どもの障がい種別と利用頻度について (3)現状の課題について (4)通級指導の更なる充実に向けて ①多様化するニーズについて ②教員の確保について
4	3 笠継健吾	1. 地域活性化の取り組みについて (1)雇用の確保のため、新工業団地の計画、進捗状況はどうか (2)企業誘致の取り組みはどうしているか。見込先はあるか 2. 未婚、晩婚化について (1)鹿島市の未婚、晩婚化の状況について (2)未婚、晩婚化について、鹿島市の対策はあるのか 3. 市道上の被り木除去について (1)地区からの市への対応要請はあるか。あるとすれば何箇所程か (2)市としての対応をどう考えているのか

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（角田一美君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

それでは、通告順により順次質問を許します。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

おはようございます。13番議員、福井正でございます。

通告に従って一般質問をいたしますけれども、今日は安倍元総理の国葬が行われます。何事もなく無事に終わりますことを願っております。

それでは、質問いたします。8月6日、福岡市で開催されました「子どもの貧困問題の基礎」をテーマの研修会に参加してまいりました。講師は甲南大学経済学部の安立泰美先生でございました。子供の貧困問題に大変詳しい先生でございまして、参考になる講義でございました。その講義の中に、こども家庭庁という組織の講義がありました。こども家庭庁につ

きましては知らないことが多く、大変参考になりました。今回はまず、こども家庭庁について質問いたします。

こども家庭庁法は令和4年6月15日成立、令和4年6月22日公布、令和5年4月1日、こども家庭庁が内閣府の外局として設置されます。幼稚園を除く文部科学省、厚生労働省、内閣府の子供と家庭に関する部分を集約し、縦割り行政からの脱却を図る組織であり、結婚、妊娠・出産、子育てしやすい環境整備、子育てや教育に関する経済的負担の軽減、様々な事情を抱えた子供・家庭に対する支援の充実、子供の安全・安心の確保、政策を進めるに当たっての共通の基盤を目的として発足いたします。

それでは、質問いたします。

まず、こども家庭庁発足に伴って鹿島市も対応が必要になると思いますが、鹿島市でも組織改編があるのかについて質問いたします。

組織改編があるとしたら、人員配置も変更が必要になりますが、その考えがありますか。

こども家庭庁に関わる予算も変わってくると思いますが、予算編成の影響はどうか、教えてください。

次に、2番目の質問といたしまして、現状の子供・家庭の支援について質問いたします。

子供、そして家庭に対しての支援策は様々な施策がございますけれども、施策の目的と支援策について質問いたします。

まず、鹿島市の支援策はどのようなものがあるのか、質問いたします。

次に、3番目ですけれども、新型コロナウイルス感染症経済対策で、困窮事業者や困窮者に対して給付事業と貸付事業があります。貸付金の返済猶予期間の終了後に返済が始まりますが、返済が確実にできると思われるのかについて質問をいたします。

以上で総括質問を終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えいたします。

こども家庭庁は、少子化対策や子供が抱える困難な環境の改善など、子供を誰一人取り残さず、子供の成長を社会全体で後押しするため、新たな司令塔として設立をされる国の機関となっております。

こども家庭庁の所管する事務は、保育所や放課後児童クラブ、子供・家庭相談、ひとり親支援、母子保健など、ほとんどが現在の福祉課や保険健康課の業務となっております。また、学校教育については引き続き文部科学省の所管となっております。

また、こども家庭庁の取組の柱の一つであります少子化対策については、第七次鹿島市総合計画にも掲げる重要な課題となっております。今回、高校生までの医療費助成拡大など引

き続きしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

さらに、もう一つの柱であります児童虐待や子供の貧困対策につきましては、要保護児童等地域対策協議会や養育支援会議など、福祉課、保険健康課、教育委員会等の関係各課で連携体制を確立して現在対応をしているところです。

質問にありました鹿島市役所の組織改編があるのかということですが、こういったこともありまして、現在、鹿島市役所として今回のこども家庭庁の設置を受けてすぐに改編するということは考えておりません。ただ、今後どういった組織体制が子供にとって効果的、また効率的なのか、よりよい体制政治に向けては検討をしていく必要があるものということで認識をしているところです。

それと、次の人員配置ですけれども、組織の改編ということになれば当然人員が必要となりますので、人員配置の変更はあるものと考えております。

現在のところ、組織の変更そのものが検討段階となっておりますので、人数や構成について申し上げることはございませんが、組織改編となった際には効果的、効率的な体制となるように柔軟に対応をしていきたいということで考えております。

また、予算配分につきましてですけれども、これも人員の配置と同様、組織が検討段階であるということで、新たな組織での予算編成についてはまだ何とも言えないところではありますが、必要な施策や事業に関する予算については、現在、福祉課や保険健康課など対応しておりますので、そこそこの部署で編成を行っていくことになるかと考えているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

私のほうからは、子供・家庭の生活安定の支援策はどういうふうなものがあるかということについて御説明いたします。

保険健康課からは、国保世帯における出産育児一時金の給付と子育て総合相談センターで実施する母子支援事業について説明いたします。

まず、国保世帯における出産育児一時金の給付目的ですが、子育て世帯に対する出産費用の経費的負担の軽減を図るためのものがございます。出産育児一時金408千円に産科医療補償掛金の12千円を加えた420千円を現在支給しております。

全国的には出産費用は年々上昇し、出産費用の平均額が出産育児一時金を上回る状況となっております。このため、政府では親の負担を軽減し、少子化に歯止めをかけたい考えから、出産育児一時金を増額する方向で現在検討が始まっております。

次に、子育て総合相談センターでは、母子健康手帳交付や乳幼児健診検査などの機会を利

用いたしまして、早い段階から妊産婦等が抱える悩み、問題等を把握し、多面的、継続的に支援を行いながら、産後鬱や育児不安、近くに相談者がいないなど、子育ての不安や心配を緩和するため、また、児童虐待などの重篤なケースを未然に防止できるよう、関係機関と連携した妊娠期からの切れ目のない支援を実施しております。

具体的には、子育て総合相談センター事業を通じまして、妊娠・出産、子育てに関する総合窓口の開設、母子健康手帳交付時に面談して妊婦の状況把握を行う、支援が必要な方の支援プラン、支援台帳を作成する、妊産婦・乳幼児宅への訪問、言葉や発達面など気になる乳幼児のフォロー、言葉の相談や臨床心理士による相談の実施、支援が必要な乳幼児の早期発見、早期対応の実施など、保健、医療、福祉関係と連携しながら子育て支援を実施している状況でございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

福祉課からは、大きな見出し2の子供・家庭の支援について、次に、大きな見出し3の生活困窮者支援についてお答えをしたいと思います。

まず、子供・家庭の支援につきましてお答えをします。

現状の子供・家庭への支援策の目的、あるいは支援策についての御質問でございます。

まず、子育て家庭への支援策として、子育てをしながら仕事が続けられるよう、保育所や放課後児童クラブをはじめ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、生活支援といたしまして児童手当や子どもの医療費助成、児童扶養手当などがございます。また、障害児を持つ御家庭の負担を軽減するため、重度心身障害者医療費助成事業、あるいは放課後等デイなどの通所施設での養育支援、児童発達支援施設として鹿島市直営のすこやか教室を運営しております。

次に、子供や保護者の居場所づくり、子育て相談事業といたしまして、子育て支援センターの運営、さらに、困難なケースを抱えた御家庭やひとり親家庭への相談支援といたしまして、福祉課に家庭相談員や母子・父子自立相談員、DV相談員、障害支援相談員をそれぞれ配置しております。

また、子育て家庭と子育ての援助者をマッチングし、子育ての負担軽減を図りますファミリー・サポート・センター事業にも取り組んでおります。

続きまして、大きな見出し3、生活困窮者支援の御質問でございます。貸付金の返済についてお答えをいたします。

生活困窮者への社会福祉協議会の特例貸付けの状況と返済の状況、今後の返済の動向などをお答えいたします。

まず、貸付けの状況ですが、令和2年3月に特例貸付けが始まって以来、令和4年8月末で緊急小口資金と総合支援資金の延長分、再貸付分を合わせた総貸付件数は430件、貸付総額158,650千円となっております。

次に、返済の状況ですが、これまで返済の据置期間が設けられ、国の施策により返済猶予期間が先延べされてきました。今後、返済猶予期間が終了し、令和5年1月から返済が順次開始される予定となっております。そもそもこの貸付金は、会社の雇い止めなど、生活に困窮されている方々の緊急的な支援の一環として、返済能力の確実性よりも支援のスピード感を重視した貸付けであるということで、返済が厳しい方が多く含まれていると考えております。このような方に対しましては、返済免除の制度がございますので、条件に合致される方につきましては、佐賀県社会福祉協議会から通知されております文書を御確認いただき、10月末の期限までに免除申請を御提出いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

では、私のほうからは、教育委員会としての子供・家庭の生活安定の支援策についてお答えをいたします。

代表的な事業を抜粋して御紹介したいと思います。

1つ目に、子育てや教育に関する経済的負担の軽減に係る援助としましては、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助事業として要保護・準要保護就学援助費の交付を行っております。

次に、様々な事情を抱えたお子さん、家庭に対する支援の充実ということですが、先ほどの要保護・準要保護就学援助費と同様の就学援助事業になりますけれども、特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費の交付を行っております。

また、学校生活支援員事業、スクールカウンセラー事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、補充学習等支援事業、学力向上サポーター活用事業、児童・生徒自立支援事業などとして学校のほうに人員の配置を行っております。

子供の安全・安心の確保のための事業としては、医療的ケア児支援事業に取り組んでおりまして、対象の児童がいらっしゃる小学校に看護師を配置しているところでございます。

○議長（角田一美君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

それでは、商工観光課からは3番目の質問、新型コロナウイルス感染症の経済対策で、事

業者への支援、貸付事業についてお答えをいたします。

新型コロナウイルスの影響を受けられた事業者に対し、資金繰りのお悩みに関する金融支援といたしまして特別貸付事業、事業を継続していただくための給付支援としまして持続化給付金など、これまで国、県、市において様々な支援制度がございました。

貸付事業につきましては、日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付、佐賀県の新型コロナウイルス感染症対応資金などがあり、令和4年7月末現在で、鹿島市の状況につきましては、保証協会の資料を基に約560件、66億円の債務残高があると推定しております。

この新型コロナウイルス関連の貸付事業につきましては、ほかの貸付事業と同様に、一般論といたしまして、事業者が貸付けを希望される際に、金融機関及び保証協会がその事業者の経営状況、また、今後の見通しなどを審査され、返済可能と見て金融機関が融資を実行されたと判断をいたしております。しかしながら、長引くコロナ禍や物価・原油高騰などの影響によりまして、返済が厳しい事業者もいらっしゃるのではないかと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それでは、こども家庭庁のことから質問いたしますけれども、こども家庭庁施策としては、いわゆる国の関係各部署が一つになって、とにかく一緒になって、偏りを廃止して、一つになった施策を実行していこうということで始まっておりますけれども、鹿島市の場合は、今のところ、こども家庭庁みたいな組織をつくる考えはないということでございますけれども、いずれそういう形になってくるんじゃないかなと思うんですよね。そのときに備えて今から準備をしておく必要があるんじゃないかなと思いますが、それについていかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

議員おっしゃいますように、こども家庭庁の多様化として、1つの組織でいずれ対応しなければならぬようなことになるかもしれないということですが、そういった形での対応が求められるということも想定をしながら、鹿島市にとってどういった組織体制が効果的、効率的なのか、よりよい体制整備ということに向けては引き続き検討を行っていく必要があるものと考えているところです。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

よりよい体制整備というのがいつ頃から取り組まれるか、いつ頃を大体目標としてされるのか、そこはいかがですか。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えいたします。

こども家庭庁そのものが令和5年度の4月からということになっておりますので、少なくとも令和5年度に関しては現在の組織で対応しながら様子を見ていくということになると考えております。ですので、早くても令和6年度以降の組織改正、必要であればそういったことも出てくるのかなということで考えているところです。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そのときになったら、しっかりと組織をつくっていただきたいと思います。

次は、妊娠・出産、子育て、教育、結婚、出産という一連の支援がこども家庭庁の施策の目的となっています。だから、こども家庭庁とする必要があったんだろうと私は思いますけれども、鹿島市として、妊娠・出産から学校教育、結婚、出産と続く人生に対して、その方を支えていく取組というのがどのようにできているのか、それについて質問いたします。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

御質問の妊娠・出産、子育て、教育、結婚、出産を支える取組ということですが、市役所内の複数課にまたがる御質問ということで、私のほうから総括してお答えいたします。

鹿島市においては、妊娠・出産から学校教育までの切れ目のない支援を目標に、保険健康課、福祉課、教育委員会などの関係課によるそれぞれの支援施策の充実と連携体制の構築に向けて、課題等を協議して事業を進めているところです。

特に、家庭における困難ケースの対応に当たりましては、関係課の垣根を越えて現在でも各課が連携して対応をしておるところでございます。相談体制等、支援施策の実施、また、専門の機関へつなげるまで市としてはしっかりと対応しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

鹿島市の場合は小さい団体ですから、お互い協力し合っていてされているんだと私も思います。ただ、いずれにせよ、ひょっとしたら一つの組織に、子ども家庭課という課になるのか分かりませんが、そういうふうに変ってくる可能性があると思いますので、そうなったときも多分同じようなことになってくるんだと思いますけれども、今からもしっかりと取組をしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

じゃ、次に行きます。一人の方ではなくて、対象者全てに現状取り組まれているのか、取組が現状でも可能なのかについて質問いたします。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

ただいまの御質問に関しましては、ワンストップに係る内容という部分も含んでおると判断しておりますので、それを含めてお答えしたいと思います。

ワンストップによる組織体制の検討を現在も引き続いて行っておりますが、御存じのとおり、建物の構造とか、あるいは職員配置等の課題は当然ありますが、現状の限られた環境の中で、なるべく一つの部署で手続等が完了するように、関係課が協力して対応をしておるところでございます。

今後も社会環境の変化が当然出てくるとは思いますけれども、それに迅速に対応できるように、状況に合わせて柔軟な組織体制を検討していく必要は当然ありますので、市民目線で、市民の皆様寄り添って支えていけるような鹿島市としての対応を行っていきたくて考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ある意味、総合的な施策をしていく、取り組んでいく、現在も取り組んでおられるんだと思いますけれども、こども家庭庁という形になってくると、やっぱり一つの大きな固まりになって、その課の中でかなりのことができるという状況になってくるんだと思いますけれども、このような施策というのは市民の方たちにも理解をしていただく必要があると思います。そしてまた、担当職員もしっかり理解をしていく必要があると思っていますけれども、このようなことを理解していただく施策として、現在どのように取り組まれているのか。

というのが、実はこういう施策があることを御存じない方もいらっしゃるんですね。ですから、その方たちにこういうちゃんとした支援策がありますよということをしっかりとお

伝えしていくということも必要だと思いますが、今後どのように推進されていくのかについて質問いたします。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

先ほどから御答弁している内容で、その内容を、施策を知っていない市民の方もいらっしゃるというところについてでございますけれども、子育て支援の施策に関しては、基本的に保険健康課、福祉課、教育委員会を中心にして、それぞれの部署で責任を持って支援の対象者の方々に個別の通知をはじめ、市報掲載やホームページ、各種チラシの配布などでお知らせをしているところが現状でございます。

このほかにも、子供さんの成長に合わせた様々な支援施策をまとめたもので、名称が「てとて」という、30ページぐらいから成りますけれども、カラー印刷の冊子の子育て支援センターで発行していただいております、保健センターの子供の健診とか、あるいは子育て支援センターの子育て相談などの機会を通じて、子育て世帯に配付を現在しております。

さらに、保健センターでは、母子手帳のアプリを活用して妊娠中から就学前までの子育て情報を登録いただいた子育て家庭に発信もいたしているところでございます。

今後さらに子育て世帯へ情報が届くように、引き続き保育所や学校での広報、そして、SNS等での情報通信のツール等も活用しながら、広報の活動に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしておきます。

次に、施策を実行するに当たっては予算も必要だということで、現在予算配分というのはほとんど変化がないというか、変わっていないような状況の中で、子供や家庭にどのように今から配分をしていくのか、現在の予算をそのまま引き継いでいくのか、少子化、人口減少の現状を打開するためのこども家庭庁発足だと私は思いますけれども、直ちに取り組むことが無理だとしても、今後、鹿島市を構成する人を支援し、鹿島市に生まれてよかったと感じていただくためにも鹿島市の取組がこれからも必要だと思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

子育て支援の予算というところで、市民部関連を含めてお答えいたしたいと思います。

少子化対策につきましては、第七次鹿島市総合計画にも当然掲げている重要な課題でございまして、限られた財源と職員数ではございますが、いかに少子化対策に取り組んでいくのか、今後の鹿島市の非常に大きな課題の一つであると考えています。

今回、先ほど企画財政課長のほうからありましたが、福祉課で事業化をしました子ども医療費助成の高校生までの対象拡大を皮切りに、課題解決に向けた財政措置をどのようにしていくのかというところは今後も引き続いて検討しながら、課題の解決、あるいは予算の配分等に重点を置いて対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

少子化対策というのは本当に大事なことだと思います。

今、鹿島市で出生される子供さんというのは200人程度でございますよね。それに対して、死亡される方は400人ぐらいで、ここが実は鹿島の人口減少の一番の原因になっているんじゃないかなと。転入、転出もありますけれども、それよりも死亡と出生の差というのが一番大きいことだと思います。だから、出生数をできるだけ増やすことによって、鹿島市の人口増加、減少の歯止めになってくると思います。

私は昭和23年ですけれども、年間1,000人ぐらい生まれていた時代もありました。今をそんな時代に戻すことはまず不可能だということは分かっていますけれども、ぜひしっかりと人口減少を食い止めるためにも、子供さんたちの出生数を増やすという取組をしていただきたいと思います。

じゃ、次に参りますけれども、新型コロナウイルス感染症経済対策で、困窮事業者や困窮者に対して実は貸付けが行われていました。行われていたんですけども、現実問題として本当にそれを返せるのか。というのは、来年4月か5月頃から、返済の猶予期間が終わって実際の返済が始まるという状況になっていきます。これは先ほどもおっしゃいましたけれども、そうなったときに、現実問題として本当に返済ができない方が出てくるんじゃないかなという気がするんです。それに対して、じゃ、どういうふうに対策をしていくのかなと。先ほどもそういう答弁をなさいましたけれども、現実問題として、例えば、事業主と個人とまたちょっと違いがありますけれども、事業主さんの場合は返済できなくて事業が破綻してしまうという可能性もあります。だから、個人さんの場合は返済ができないということで本当に生活に困窮されて自己破産ですとか、ひょっとしたら生活保護受給者になられる可能性も出

てくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、それに対して鹿島の場合はどうされるのかなと。

住民税非課税家庭に対しての100千円給付というのがございますけれども、これでは間に合わない。ですから、困窮されて返済ができなくなる人たちの対策というのが鹿島市としてできるのかできないのか、そこら辺を教えてください。

○議長（角田一美君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

お答えをいたします。

返済できない方への支援策ということで、商工観光課のほうからお答えをいたしたいと思っております。

まず、返済できない場合、今借入れしている額を返せないということで、まず1つ目に、借換えをどうしようかということで考えられると思います。その借換え等の判断につきましては、個々の金融機関の判断にまずはなります。そのため、現在取引をしていらっしゃる金融機関へ御相談をお願いしたいと思っております。そこで改めて経営状況、今後の状況などを含め審査がなされ、可否の決定がなされると思っております。

しかしながら、令和4年8月には、コロナ対策資金を利用した約9割の事業者の元金返済が開始となります。長引くコロナ禍や近年の物価、また原油高騰などの影響によりまして業績が低迷し、返済不能となられる場合も想定をされます。市内におきましても、今年度に入りまして数件の廃業も確認はしております。

経営上のお悩み、また資金繰りのお悩みなど、金融機関等との調整が必要な事態が想定される場合には、事業者、個人で抱え込まれることなく、ぜひ鹿島商工会議所やかしまビジネスサポートセンターなど、相談窓口にご相談をお願いしたいと思っております。

事業継続に向けた経営改善の糸口や経営者の方への今後の生活維持を含めた伴走型の寄り添ったサポートに関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、お一人で抱え込まずに御相談をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

借換えということをつないでいくというやり方もあると思いますけれども、例えば、借換えをした場合も、これは借金が残るわけですよ。残って行って、じゃ、今のコロナの状況が改善して行って景気がよくなってきて、売上げが伸びてきたら返せるんでしょうけれども、これが先が見通せないという状況になっています。だから、現実問題として借換えで本当に

救済ができるのかなという気がしているんですね。

ですから、本当はそれ以外の、令和2年か3年にありましたコロナ対策の給付制度、そういうのを政府にまたやってほしいんだけど、現状としてはありませんから、借換えをして何とかつないでいくしかないのかなという気がしますが、借換えというのを金融機関に相談して、金融機関がうんと言うんでしょうか。そこら辺は分かりますか。

○議長（角田一美君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

お答えをいたします。

まず、借換えがその金融機関が大丈夫と判断されるのかどうかということなんですけれども、そこはやはり事業者さんと金融機関との取引になりますので、こちらが大丈夫とは、ちょっとここではお答えできません。

しかしながら、今、市のほうでは日本政策金融公庫を含めた市内の金融機関さんと連携会議を開催いたしております。その中でもこういった問題を議題として取り上げまして、認識の共有をいたしまして、柔軟な対応をお願いしますということで常々お話をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今の問題というのは、結局、コロナで売上げが減少して行って利益が出ていないような状況の方はかなりいらっしゃると思うんですね。そういう状況の中で、金融機関、国金にしても、それで本当に貸付けができるのかなということを私は心配してこの質問をしています。

ですから、本当の意味でちゃんとした借換えができるのであれば問題なく事業が継続できるんだと思うけれども、もし借換えできなかつたら、多分事業をやめられる、廃業されるという可能性も出てきますよね。だから、それに対して、これは市としてもどうしようもないことか分かりませんが、何らかの形で市がアドバイスしてもよくなるものでもないかなと思いますけれども、何か取組をやっていく必要があるんじゃないかなと、私は今でもそう思っていますが、それについてはどう考えますか。

○議長（角田一美君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

お答えをいたします。

先ほども少し最後のほうに御答弁いたしましたけれども、金融機関との連携会議の中で、

非常に困っている事業者さんもいらっしゃるということで、ぜひ柔軟な対応をとということで会議の中でもお願いし、金融機関のほうでも今現在柔軟な対応をしているということでお答えをいただいておりますので、引き続きそういった会議の中でもお話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ぜひ柔軟な対応をしていただくことを私も願っております。

次に行きますけれども、住民税非課税世帯と家計急変世帯への100千円給付金というのはどのような制度なのか。また、家計急変世帯は申請が必要だと思いますが、家計急変世帯の条件というのはどんなものがありますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の質問ということで、お答えしたいと思います。

まず、対象世帯につきましては、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯と家計急変世帯ということで、先ほどの住民税非課税世帯以外の方で、令和4年1月以降、コロナの影響で収入が減り、非課税相当の水準となった世帯ということで国のほうから示されております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

住民税非課税世帯というのは税務課で調べればすぐ分かることなんでしょうけれども、家計急変世帯というのは本人さんが申請しないと把握が難しいんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

議員おっしゃるとおり、本人からの申請ということになっております。それも十二月はちょっと無理ですので、任意の一月を取って、その12か月分ということで、それが住民税非課税相当であれば家計急変というような形になると考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

その家計が急変したことの証明というのはどうやって証明するんですか。例えば、給与所得者であれば、給与の支給額等で分かるかも分かりませんが、そうじゃない方たちはどうやって調べるのかなというところがあるんですけども、そこら辺はどうですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

これにつきましても本人申告が原則でございまして、収入を証明する、例えば、給与所得者の方につきましては、1か月分の給与の明細を持ってきていただくとか、そういった何らか証明できるものをつけていただくということになります。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

給与所得者以外の方たちがいらっしゃったら、その方たちは証明するものがないわけですよ。ですから、本人が減りましたと言えばそれで通ることじゃないんじゃないかなと思いますが、そこら辺はどうですか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

事業主の方であれば、例えば、出納簿だとかそういった書類でも大丈夫ですので、そこは御相談をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

分かりました。

次に、また貸付けに戻りますけれども、コロナ貸付金の場合は特にそうなんですが、貸付金の種類によっては返済免除という場合がありますけれども、その条件はどのようなものなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

それでは、社会福祉協議会で貸付けを行っています生活福祉資金の特例貸付けの返済免除ということで、県の社協のほうから通知が既に行っているかと思いますが、令和5年1月から特例貸付けの返済が始まる予定でございます。この特例貸付金は、収入減が続く住民税非課税世帯などを対象に返済が免除されることになっております。免除の条件といたしましては、償還免除を判定する年度であります令和3年度と令和4年度におきまして、借りた人及び借りた人の世帯主の住民税が非課税となっている場合については返済免除となるということでございます。そのほかにも、借りた人が生活保護の方とか、あと、身体障害者手帳の1・2級の方、あるいは精神保健福祉手帳1級をお持ちの方などが免除の対象ということになります。

なお、免除申請の様式につきましては、佐賀県社会福祉協議会から既に借りている方全てに通知をされているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

社協から借りていらっしゃる方たちは、全てに連絡が行っているということですね。分かりました。

次に、いよいよ返済ができなくなったという状況になったとき、自己破産になられるのか、また生活保護を利用されるようになる可能性があると思いますけれども、そのような事態はまだ起こっていないかと思いますが、そういうことも想定していらっしゃるかどうか、お聞きします。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

議員言われるように、確かに生活保護が増えてくる事態も想定をしております。ただ、鹿島市では生活保護になる前に、何とか自立できる方につきましては、社会福祉協議会と連携をしまして生活困窮者自立支援事業に取り組んでおります。

中身を申しますと、家計の収入、支出のバランスを取る家計改善支援のほかに、債権整理とか、あと、金銭管理へのアドバイス、また、自立に向けた就労準備支援など、各ケースで社会福祉協議会と情報を共有しながら取り組んでおります。

また、社会福祉協議会では、独自事業でありますフードバンク事業、あるいは民間団体の支援も併せて、生活困窮者の自立支援をトータルでサポートしていただいております。

しかし、生活困窮者は経済的な問題にとどまらず、御家族の介護、障害、それから健康問

題のほか、児童虐待とかDV、ひきこもりなどの社会問題を抱えておられるケースもございますので、関係機関が連携して対応することが重要と考えております。特に、福祉課には家庭相談員とか障害支援相談員などがおりまして、社協と綿密な連携を取りながら様々な機関、専門機関へつなぎ支援を進めております。

今後の方向性といましては、相談を受けることも大事なんですけども、アウトリーチ、訪問とか相談後のアフターフォローを細かくやっていくことが重要と考えておりまして、そのため、人員体制の整備をはじめ、情報機器を使った相談環境の充実、あるいは専門機関や様々な施策へつなげていくために、相談員の研修等も今後進めていきたいと考えております。

なお、こういった様々な支援策でも難しい場合は、最後のセーフティーネットであります生活保護を利用することで生活を立て直していただき、自立に向けて再スタートが切れるよう、その方に寄り添いながら支援をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

生活困窮者の方というのは、若い方もいらっしゃるんですけども、いわゆる高齢者の方たちですよね。高齢者の方というのは、自分で仕事を探しても仕事がないという状況の方もいらっしゃると思うんですよ。だから、そういう方たちにどうやって支援をしていくのかと。その方たちがどうしようもないといって生活保護という形になってくるんですけど、じゃ、できるだけ仕事をしていただくようにどういうふうに支援をしていくのかなと、その部分がかかなり大事なことじゃないかなと思うんですけども、そこら辺についてはどう思っていますか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

確かに議員おっしゃるように、高齢の方で病気も持っておられる方については、仕事をするとするのは非常に厳しいと考えております。そのような方には、やはり健康で幸せに自分らしい生活を送っていただきたいということで、医療扶助とかそういったものもありますので、まずは体を整えてもらう、健康的な生活を取り戻してもらう、そういうことがまず第一義にあるのではないかなとっております。

ただ、その上で、仕事をするとするのはその方の生活のリズムとか、生きがいとか、そういうのにつながる方もいらっしゃると思います。そういう方については、仕事の就労支援を

していくというようなことで進めております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

よろしく願いしておきます。

最後の質問でございまして、市長にお願いしたいと思っておりますけれども、コロナ対策として様々な制度がありまして取組をされています。

ところが、コロナの中で事業もうまくいかないし、個人の生活も失業で仕事がないという方もいらっしゃると思います。じゃ、それらの方々をどのように救済するのか。これは鹿島市単独でできるようなことではないと思うんですよね。やはり政府が取り組むべき事態だと思っております。政府に対してこの実態を報告して、政府に支援策を実行してもらう必要があると思っておりますけれども、鹿島市としての考えはどうなんでしょうか。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、議員おっしゃったように、コロナでたくさんの困った人たちが今いらっしゃいます。新型コロナウイルス、それから原油価格、物価高騰、これらのいろんな要因で市民生活が今非常に困窮している方が増えております。

そういう実態を踏まえて、やはり個別の支援については丁寧にしていかなければいけないと思っておりますが、これまでも国からコロナ対策の交付金として数々の支援策がございました。今後もぜひこういうことをやっていかなければ、抜本的な解決にはつながっていかないというふうに思っているところです。

私もまだ市長になり立てですが、九州市長会、それから全国の市長会にも参加をいたしました。ほかの自治体も同じような悩みを持っておられます。こういうことで、要望事項等を取りまとめて政府に提出することがございますので、それぞれの自治体の要望を取りまとめて、九州市長会の要望、全国市長会の要望を国のほうに届けるように今いたしているところでございます。

そればかりではなくて、知事さんのほうにもお願いして、全国の知事会でもぜひ要望していただきたいというふうに思っております。鹿島市としても近隣の市町との連携を取りながら、実態を正確に御報告いたして、国のほうで支援策をさらに充実していただくようお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

実態を国に伝えていくということはすごく大事なことでと思います。やはり全国市長会でも、知事さんでもそうなんですけど、できたら議長会にもお願いしたいと思うんですが、とにかく実態を国に知らせていく。以前、コロナの給付金制度というのがありましたけど、その給付金制度の貸付けよりも、給付金じゃないとなかなか立ち直れないということがありますから、そこら辺も含めて、ぜひよろしくお願ひいたします。

ということで、今日の一般質問を終わりますけれども、今回は子供たちの生活、そして、コロナで困っている方たちの対策について主に質問いたしました。どうもありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。11時15分から再開します。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾です。通告いたしました件について質問したいと思いますが、まず初めに一言。

9月23日、鹿島市民にとっては大きな歴史の転換点になりました。それは、これまで鹿島市民の生活の足を支えたと言える鉄道の運行が大きく変わったことです。私が言うまでもなく、西九州新幹線が9月23日から開業、並行在来線と言われている肥前山口～諫早の特急は数が大幅に減った上、肥前鹿島駅までしか来ない。つまり、下りは肥前鹿島駅が終着駅になりました。上りは博多駅、始発駅です。新幹線計画が出てから、鹿島市としては、長崎本線が経営分離されれば並行在来線と呼ばれ、沿線自治体による第三セクターで維持しなくてはいけないということになりました。新幹線の着工には沿線自治体の同意が要るということで、鹿島市も絶対に同意をしないという立場で長崎本線を守ることに頑張っていました。私たち市議会も、祐徳稲荷神社の参拝客の多いお正月だったと思いますが、議員全員で街頭でこの宣伝に取り組んだことも思い出します。

このようにして、当時の桑原允彦市長を先頭に長崎本線を守る取組を進めましたが、突然、同意は要らないという方向で、上下分離方式で決まりました。どうすることもできなくなりました。ただ、このように変わったため、鹿島市、また、沿線自治体が鉄道を経営せず済

むことになりました。しかし、鹿島市が同意をしなかったことで、県や、また、賛同する人から攻撃などもありました。ただ、同意をしなかったのも、今後、財政負担などがなくなったのはよかったと思っています。

22日は、かもめの最後の運行見送り、これまでのかもめはなくなり、かささぎになりました。23日は、これから走るかささぎの出発式です。私は一番列車かささぎに乗り込み、博多に着きました。折り返し博多発一番列車かささぎに乗り換え、肥前鹿島駅に帰ってきました。物心ついてから70年ほど利用した長崎本線でしたが、何とも言えない気持ちで過ごした乗車時間でした。長崎本線を絶対絶やしてはいけない、鹿島から長崎まで、乗り換えないと行くことができなくなる、毎日の通勤、通学のために長崎まで直行で行けるように頑張らなくてはならない、全国の観光客の皆さんに有明海やミカン山など美しい景色をまた見てもらえるようにするにはいけないなど、いろいろと考えると乗車中、涙が込み上げてきました。

鹿島市としても在来線を活性化させなくてはならないと、22、23日、鹿島市の振興をと必死の取組をしていただきました松尾市長をはじめ、職員の皆さん、本当に御苦労さんでした。長崎本線は大きく変わりましたが、これからがまたスタートです。鹿島市の振興のため、市民みんなが知恵を出し合い、これからの鹿島をつくるために取り組んでいこうではありませんか。

さて、このような中、今日は安倍元総理の国葬が執り行われております。この取組のために政府は必死になってきました。今日がその国葬の日となりましたが、亡くなられた安倍元総理にはお悔やみを申し上げたいと思いますが、岸田政権による安倍元総理の国葬に反対する人たちは、今日まで日増しに多くなってきました。今日もその反対集会が行われております。

なぜ国葬なのか。在任期間最長と言うだけで、岸田総理はまともに説明もしない。功罪の罪のほうが多かったのではないかとされています。政治家として最も公正でなくてはいけないのに、いまだ解決できない数多くの問題が残されたままになっております。時の内閣の打算で特定の個人を特別扱いすることは、憲法第14条、法の下での平等に反するのではないのでしょうか。法的根拠のない国葬を閣議決定で強行する、その儀式だけでも当初275,000千円ぐらいと見積もられておりましたが、その後、6.6倍の1,660,000千円の経費だと試算されております。これだけ多くのお金を国民の税金で賄うというようなことだけでも、多くの国民が反対するのは当然のことではないかと思えます。

さて、本題に入っていきたいと思えます。

まず、高齢者が安心して暮らせる鹿島市をとということです。

高齢化が進んでいく中で、耳が聞こえづらくなる人、聞こえなくなる人が増えています。私も最近では、高齢者との交流が増えたことにより、そのことを強く感じています。もちろん自らも高齢者の年齢に達しているわけですけど、昔は年取れば耳が聞こえなくなるのは当

たり前のように思っていました。もちろん、私が若かった頃は人生僅か50年と言われた頃ですから、今のように高齢者が多かったときではなかったと思います。

今、全国的に難聴は50歳頃から始まると言われているようです。それが60歳後半になれば、急に増えるということのようです。60代後半になれば3人に1人、70歳以上になると7割以上の難聴という報告もあるようです。年のせいだということでそのままにしているのは、この複雑な社会の中に、高齢者は安心して生活できない状態になります。

いざ外出をすれば車の洪水、緊急事態の発生で、防災無線でどんなにお知らせをしても聞き取ることができない。そればかりではありません。皆さんと集まっておしゃべりをしている、みんなの話が聞こえないために外出が嫌になる。このことにより、友人などとの会話も少なくなる。それどころか、家族との会話も少なくなることになります。また、対話するほうも、相手が聞こえないことが分からない人は、自分が言っていることを聞き取れない人に違和感を覚えることもあります。いろいろな集まり、外出の機会が少なくなり、社会からの孤立が始まります。家に引き籠もりがちになるのではないのでしょうか。このことが進み、ストレス、睡眠不足、運動不足などに進んでいくと言われています。

特に心配なのは、難聴が引き起こすものとして、認知症に進んでいく要因だと言われています。これについては厚生労働省も認知症のリスク要因として数項目挙げていると思いますが、その中の一つに難聴を挙げております。早期の予防や補聴器によるリハビリが必要とされています。日本補聴器工業会の調査を見ますと、難聴者の14.4%しか補聴器を使っていないということです。なぜなのでしょう。それはまず、補聴器があることは分かっている、高く買えないということ。さらには、どうせ年取ったら耳の聞こえんとは当たり前と諦めていることもあるようです。

WHO（世界保健機関）では、聴力が中ぐらいから補聴器の使用を推奨していると言われています。補聴器は難聴が進行してからの使用ではなく、なるだけ早く使用することが必要と専門家も言っているようです。今、全国の自治体で補聴器への補助が進んできております。さらに補助金要求の運動も急速に広がっております。認知症の予防、高齢者の健康寿命を守る、こういうことにつながり、ひいては医療費の抑制にもつながると確信をします。

このような理由で、高齢者の補聴器購入に対し補助金を出していただくようお願いするものですが、松尾市長の見解をお伺いしたいと思います。

以上で第1回目を終わります。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

まず、補聴器の購入について、現状を説明いたします。

聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方、もしくは障害者総合支援法の対象疾病に該当す

る方で、高度難聴と同程度の難聴のある方が補装具支援制度を利用した補聴器の購入助成が
ございます。

次に、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度難聴児や人工内耳を装着している
難聴児に対し、言語の取得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入、修
理及び更新に要する経費の一部助成がございます。これらの助成は、いずれも市の福祉課に
申請を行い助成を受けていただくこととなります。対象とならない方で補聴器の購入などを
検討される方は、事前に福祉課まで御相談いただくようお願いをいたしているところでござ
います。

なお、県内市町の補聴器に関する助成も本市と同様の状況にあるというふうに思っており
ます。

いずれにしましても、そういうふうに難聴になられて困っている方に対する支援というの
は行っていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございます。ただいま非常に希望のある答弁をいただいたと思いますが、ここ
で鹿島市の現状で補聴器をどれくらいの人が使われているのか、そういうところも分かりま
すか。分からなかったらいいですが。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

補聴器利用者の市内の数ということですが、申し訳ございませんが、現状、補聴器
の使用者の数というのは把握しておりません。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

分かりました。それでは、お願いをしたいと思いますが、今いろいろといい方向で御答弁
いただきましたが、知らない人が多いわけですね。ですから、今本当にこの補聴器というの
が必要になってきたと思いますので、いろんな形でその宣伝といいますか、老人会の集まり
だとか、市報だとか、いろいろできると思いますので、ぜひ進めていただきたいというこ
とをお願いしておきたいと思います。

じゃ、次に移ります。

65歳以上の人口が総人口に占める割合を示す高齢化率が、世界で最も高い国が日本だと言
われています。そのような中で、女性の貧困率はほとんどの世代において男性よりも高く

なっていると言われてしています。年金が主な収入源となる高齢期になると、男女差は拡大します。とりわけ、単身世帯の女性の貧困率は深刻だと言われております。鹿島市も高齢化が進み、老後の生活が経済面、まちづくりの問題、交通の問題など、老後の生活をしていく中で問題が山積みしていると思います。最近では、特に経済の問題です。年金は引き下げられる、医療費は2倍になる、10月からは物価の異常な値上げが言われています。

さて、このような中、今回、私はいろんな高齢者問題の中で、1つの問題についてお尋ねしたいと思います。

今、鹿島市は非常に高齢者が多くなって生活しにくい状況になっているんですが、そういう中で、周辺にガソリンスタンドがないので、冬場、暖を取るための灯油を買いに行くことができんと、独り暮らしのばあちゃんの言いよんしゃったばいという話を聞きました。この人は七浦の方でした。私はいろんな方たちにこの話を聞きましたが、確かに灯油の購入には苦勞をされているようです。この地域は灯油だけでなく、生活用品の店もほとんどなく、不自由をされている方が多いというのがまた分かりました。幸い最近は千葉市から車で販売を始められたようですから、助かっておられる方もたくさんあるようです。

もちろん、このような問題はほかの山間部や周辺地域にもあるようですが、灯油といえば危険物ですからバスやタクシーで運ぶわけにもいきませんし、多めに買って自宅に保存というのも無理でしょう。間もなく冬場を迎えることになります。高齢者家庭の冬場の生活を守るためにどのようにしたらよいとお考えなのでしょうか、御意見をお聞かせください。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、松尾議員の質問にお答えいたします。

松尾議員とのお話の中で、この件につきましては七浦地区の高齢者の方からのお話ということでお聞きいたしております。そこで、東部地区にあるガソリンスタンドに灯油の配送状況についてお尋ねをしております。お尋ねをしたガソリンスタンドでは、七浦方面、古枝方面の山間部へも配達を行っているとのことでした。ただ、配達日時は希望と前後する可能性があるということをお話をお聞きしております。

なお、配達の場合は手数料が加算され割高になることとなりますので、そこら辺の御負担は出てきますけれども、手数料はガソリンスタンドでまた違いがあるようです。

また、鹿島地区のガソリンスタンドにもお尋ねをしましたが、灯油の配達については行っていますが、現状、東部方面へは浜地区までの配達を行っているということで、配送地域を限定されているというふうなお話は受けておりません。高齢者の方は居住地区にガソリンスタンドがないことを大変不安に感じられていると思いますが、地区外のガソリンスタンドからの配達はお願いできるようですので、ガソリンスタンドまで御連絡いただき購入を行って

いただきたいというふうに考えております。

また、利用者は限定されますが、包括のほうで行っております高齢者支援事業の中の軽度生活支援事業を利用した灯油購入の支援も考えられます。軽度生活支援事業は、要支援、要介護を受けていない高齢者宅をヘルパーが訪問し、軽易な日常生活上の援助を行う事業となっております。自立生活を支援する事業でございます。サービス内容は、掃除、洗濯、買物、調理などでありまして、この中で灯油購入に係るサービスも可能になるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの御答弁によりますと、今あるガソリンスタンドから配達はされているということですが、確かにちゃんと計画的に購入できるような体制だったらいいわけですが、私たちも例えば、なくなってしまって急にとかいろんなこともあるわけですね。だから、そういう場合なんかも非常に不便になってくるというのがあるわけですね。それだけでなく今灯油なんか高くなっておりますから、手数料とか取られるということになりますと、特に高齢者の方たち、僅かな年金暮らしの人たちは大変ですよ。例えば、もうクーラーも要らなくなりましたが、この夏の暑いときにクーラーがついているのにお金がかかるからといって、クーラーを止めたままにされている方も非常に多かったことを私は思い出しますがね。

だから、本当に必要なだけ使うことができるような体制を常につくっていかんといかんのじゃないかと思うんですよ。それで、あるところに、七浦まで配達でくんね、いや、そこまでは灯油タンクいっぱいは無理ねと言ったところもあります。そういう現状にありますので、そういう形でいろいろ取組はされておりますが、そういう声が出るということは、やっぱりまだ不便に思っている方もあるということですので、その後の対応を私は何とかせんといかんと思うんですが。

例えば、今、七浦の道の駅が食料品その他を配達されていますね。危険物ですから余計取っておくことはできないと思いますが、ある程度の量ならあそこにも置けると思うんですよ。タンク、私も量は幾らだったか忘れましたが、最低幾らぐらいは置けるというのがあるわけですが、例えば、あそこをお願いをして灯油も一緒に運んでいただくというような、そういうことなんかはできないんでしょうかね。それは道の駅の経営ですから、ここでせろということはいけないと思いますが、そういうことにもしたら、もう少しは皆が利用しやすくなるんじゃないかなという気がしますが、そういうことは考えられないんでしょうかね。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

先ほども松尾議員おっしゃったように、いろいろな法的な制限とかあると思いますし、また、道の駅のほうでは道の駅の経営の在り方等ございますので、そこら辺は担当所管のほうと話をしながら、こういうふうな話もあったということは伝えていき、お話をしてみたいなというふうには考えております。明確にそれができるといふような御返答はちょっとできない状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ぜひ高齢者の人たちが不便がないように、安心して生活できるような対応を、いろんな関係機関とも話し合いをしながら進めていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。そして、これは七浦だけじゃなくて山間部でも、独り暮らしのお年寄りがいらっしゃるところはそういうこともあっているところもあるようですので、そういう状況のところもぜひ改善がされるようお願いをしておきたいと思えます。

それでは、次に移りたいと思えます。

防災無線設置について。

鹿島市は防災無線がつけられて、災害時もそうですが、いろんな面で重宝しています。ほかの地域から来た人がたまたま放送を聞いて、鹿島はよかね、うちの市はまだなかもんね、こんなのがあると助かるし、災害のようなときは安心ねと言われたとき、私はこれまであって当たり前のように思っていた防災無線を、改めてあってよかったなど見直しました。

さて、このように大事な防災無線ですが、市内にまだついていない御家庭もあるようです。私は全戸につけられ、その後、新築のお宅には必ずつけられていると思っていましたが、ある地域で防災無線を使って部落の連絡をしたら、伝わっていないお宅が何軒かあったという話をしてくださいました。伝わっていなかったお宅はどちらも新築の家で、防災無線がついていなかったそうです。新築の家には市が無線をつけるはずですよと言ったら、知らずにおられたようです。

防災無線は最初、全戸につけていただきました。その後は新築のお宅にも無料で設置していただくと私は思っておりますが、今回のようなことがあっております。やっぱりまだ十分に理解されていないところもあるようですので、私は今回改めて防災無線の設置についてどのようにしているか、市民の皆さんに徹底する意味でも、防災無線をどのようにしてつけて利用していただくかということでお知らせをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

議員おっしゃるのは、防災無線のうち、屋内に設置しています戸別受信機の無償貸与のことということでお答えをいたします。

戸別受信機の無償貸与につきましては、平成27年、平成28年に住宅の所有者と家主さんから同意をいただいた家に設置をしてまいりました。その後、議員おっしゃるように、新築住宅については追加で無償貸与ということで設置をしてきたところですが、ただ、このことを知らない方につきましては、基本的に市外から来られた方、転入される方が多いと思われるので、市内に転入する際、市民課で配付するごみ収集や循環バス、コロナワクチン接種のお知らせなどと一緒に、戸別受信機の無償貸与についてのチラシを現在配付しているところがございます。

ただ、市内の方が新築して転居された方など、議員おっしゃるように、まだ戸別受信機のことを知らない方というのはおられると思いますので、今後は、毎年秋に戸別受信機の電池交換をお願いする内容を市報に掲載しております。それに併せて、新築された方につきましては設置するという記事を一緒に載せたいと思っております。あと、ほかにも周知ができるようにいろいろ検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

本当にこの防災無線が災害とかなんかで流れることで、何かほっとすることもあるんですよ。いろんな面で重宝していますので、やっぱりせつかくあるものですから、ぜひこのことを徹底していただきたいと思えますし、例えば、新築をされる建築業者の方なんかにもそのことをお知らせして、つけられますよということで、そうだったら最初、家を設計する段階からどこにつけたらいいとか、そういうこともできると思えますので、今おっしゃいましたが、いろんな形でその設置を進めることを宣伝していただくをお願いしておきたいと思えます。本当に私はいいのをしていただいたと思っておりますので、よろしくお願ひします。

もう一つ、この無線のことでいえば、せつかく放送してもらいますが、1回だけ放送されます。だから、これは付け足しですが、2回か3回繰り返し、何やったかなと言いよったらもう終わりますので、ぜひその辺まで取組をお願いしたいと思えます。

以上です。

次に、国保税の引下げの問題です。

これはずっと私も言い続けて、皆さん方も私の言うことすら覚えていらっしゃるんじゃないかと思うくらい私は言い続けておりますが、しかし、やはり今、市民の皆さんは国保税が高いという悲鳴が上がっている中で、どこから安くさせていくかということ、このことの取組を早くしていかなくちゃいけないと思います。

これは、さきの決算審議のときもちよっと申しましたが、何かといいますと、やっぱり未成年者の均等割廃止の問題です。これまでも一般質問とかいろんなことで言ったように、今、国民健康保険税は所得割、均等割、平等割、そういうのがありますが、均等割が25,200円でしょう。それで、私は1人25,200円の均等割を未成年者からまで取っているということについてずっと言い続けているわけですね。だから、均等割ですから子供が1人の場合は25,200円ですが、3人になれば3倍、5人になれば5倍、大した金ですよ。それを特に所得のない未成年者に税金がかけられるということ、このことは私は絶対許せないと思います。極端に言えば、オギャーと生まれたらもう税金がかかるわけですからね。今、少子化が非常に問題になっておりますが、このことだけ見ても今の少子化を解決する大きな力になってくるんじゃないかと思うんですよ。

国は2022年度から、子供の均等割保険税を軽減する制度をしましたね。未就学児の均等割保険税の5割を軽減するということになりました。軽減措置はできましたが、国はこれからも対象年齢とか軽減割合をさらに拡大してってもらいたいと思うわけですが、今回やった全国の要求、これは全国からこういう要求が出ているから国がやってきたと思いますので、さらに国を動かすためにも、それぞれの自治体で具体的に、少しでも取り組んでいく必要があると私は思うんですよ。

決算のときも、そのできない理由などもおっしゃいましたが、しかし、やっぱり市役所というのは地域の住民の暮らしを守ることが大事なんです。国が何と言おうと、県が何と言おうと、そこでやっぱりやっていかないと自治体の仕事という本来の仕事はできないと思うんですよ。本当に私は何年も何年も言いたくありません。しかし、これは実現しないと、本当に国保税で泣かされている人がいっぱいいるんですよ。

ですから、例えば、ゼロ歳から未成年者全部とまでしない、例えば、3人おるところを何人にするとか、5人おるところを何人にするとか、部分的な改善をしながらでも、少しずつ均等割を廃止させていくことに取り組んでいくというお考え、これまで全く進んだお考えはありませんが、ここでもう一度私はお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

この件については、市の基本的な考え方を決算特別委員会の折にも御説明をいたしており

ます。全国知事会では、令和5年度の国に対する施策、予算に関する社会保障関係の提案、要望案などを議論され、国保に関しては財政支援については今後も国の責任において確実に実施する、国保システムの更新費用等についても財政支援を行う、その中で、令和4年度から実施している国保の子供に係る均等割保険料軽減措置の対象範囲と軽減割の拡充についても再度要望している状況でございます。

この件につきましての鹿島市の考え方でございますけれども、国保税の在り方など制度の根幹となる基本的な部分の取扱いについては、国で検討、決定されるべきであると考えております。子供の均等割軽減については、市町等の要望を基に、全国知事会や全国市長会から国へ要望してあることとございます。国においては、今後も国と地方の協議の場において引き続き議論していくと示されております。また、税の負担軽減を行う場合は、その財源が必要となります。子供の均等割を軽減する場合も、国からの財源措置が一体的になされることが求められます。今後、県内で国保税率一本化を見据えた中で、国における議論の動向等を注視しながら、県全体で議論していく必要があるのではないかとこのように考えております。

なお、今回の法改正では、国保世帯における全ての未就学児について国保税の軽減が図られており、未成年者の均等割の軽減につきまして一定の前進があったものと考えています。今後とも機会の折に要望を続けてまいりたいと考えております。

また、子育て世帯の経済負担軽減の観点から、子供の健康保険税の均等割を軽減するものとされておりますが、第204回通常国会で改正法が成立しておりますけれども、この件につきましては、地方創生の観点を踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響を考慮しながら、引き続き議論するという附帯決議がなされている状況でございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

鹿島は鹿島として大変だけどもやってもらいたいと思うわけですが、やっぱり国の方針云々ということですがね。

お尋ねしますが、例えば、今、鹿島市の未成年者の均等割をなくしたとして財源的にどれくらいのお金が必要なのか。また、今回、5割軽減でありましたが、国から幾らのお金が来ているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

未成年者全体に補助を行った場合の影響額についてですけれども、9月の電算データにな

りますけれども、未成年者の在籍する世帯数が377世帯、対象者が754人ということになります。

それと、影響額ですけれども、未成年者全体5割軽減した場合には7,917千円、全額軽減した場合には15,834千円の影響が出てきます。

以上です。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

国はこれまでも子どもの医療費とかその他、市が国に先駆けて何かをすると制裁措置なんかを取ってきましたよね。今だってそういうのがあると思いますよね。そんなことをしている国が、なかなかこれを私たちの要求に沿ってすぐやるとは思えない。決算でも言いましたが、子どもの医療費だって50年かかってやっと子供たち全部に行き渡るようになった、こういう状況ですよ。それでも国は動いていない。そういう中で、国がやろうとするのを待ったんでは追いつかないですよ。

例えば、今15,830千円、先ほど私は申し上げましたが、今日、国葬がありますよ。16,000,060,000千円、全く憲法違反だと言われる、ああいう葬儀に対して16,000,060,000千円のお金を使うならね、（「桁が違う」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、1,660,000千円ですね。そういうお金があるなら、やっぱりもっと子供たちのために、国民のために使うようにしなくてはいけないわけですが、しかし、そういうのを考えますと、国は本当に国の宝である子供たちのこと、国民のことを考えてはいない。本当に腹立たしかってもしようがありませんが、それを待っているんじゃどうにもならない。だから、私はこの制度については、先ほどちょっと言いましたが、一遍に全部やろうじゃないかといっても困難かも分かりませんが、しかし、15,000千円ぐらいのお金ですから、やろうとすればやれないことはないと思います。やっぱり段階的にでも少しずつ減らしていく。例えば、何人も子供がいらっしゃるところは1人分にするとか、また、年齢を引き下げてどれだけにするとか、そういう形で検討する余地はあると思うんですよ、検討していく余地は。そうしないと、少子化対策、少子化対策と口先だけで言ったって少子化は改善しませんよ。今、子供を産んで育てていくためにどれだけのお金がかかるかということです。子供を持ちたくても持てない家庭がいっぱいありますよ。

そういう面で、今、いろんなことでさっき言われましたが、そういうあれはないような形ですが、今後そういう形で考えていってみようかと、そういう余地すらないですかね。年齢を区切るとか、また、多く子供がいらっしゃるところは何かするとか、そういう形ででも具体的に研究を続けていかないと、踏み出しはできないと思うんですよ。私はぜひそういう形で子供の問題、国保税の引下げの問題に取り組んでいただきたいと思いますが、市長、御

意見をお聞かせください。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、子育て世帯への支援策として、子供の国民健康保険の均等割をなくすような考えで質問がありますが、今、私、全国市長会のほうに提言事項、要望事項で、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度については、子育て世帯の負担軽減を図るため必要な財源を確保するとともに、執行状況を勘案した上で対象年齢や軽減割合を拡大するなど制度を拡充することということで、全国市長会のほうでも重点提言として国のほうに今提言をされております。こういう動きがあります。

それともう一つ、今言われたように、市でどうかということですけど、国保税は今、県下統一でやるような方向で進んでおりまして、こういう問題については、やはりそれぞれの統一した見解を持ってやっていくような方向がございますので、県のほうのそういう国保税の統一に向けた動きの中で、お互いの市町が調整をしながら話し合っただけ進めていくべきものだというふうに私は考えております。

○議長（角田一美君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は1時から再開します。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

ここで松尾征子議員の質問に対して執行部から追加答弁の申出がっておりますので、これを許します。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

午前中、松尾議員の高齢者が安心して暮らせる鹿島市をというところの補聴器購入における補助について、私は聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方、もしくは障害者総合支援法の対象疾病に該当する方で高度難聴と同程度の難聴ということと、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中度の難聴児、お子さんですね、人工内耳を装着している難聴児に対しての助成のことについて触れましたけど、御質問の高齢者補聴器購入助成の状況については答弁しておりませんでしたので、重ねて答弁をさせていただきます。

御質問の高齢者への補聴器助成についてでございますが、近年、身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴の高齢者に対して補聴器の購入に関わる助成をすることによって、日常生活でよりよいコミュニケーション等を支援し、積極的な社会参加を促すとともに、認

知機能の低下を予防するということで、北海道、それから、東京を中心に助成する自治体も出てきております。福岡県でも今2市町で助成が始まっておりまして、ただ、助成要件は様々で、聴力のレベルとか対象年齢、それから、所得制限、助成額など、市町間でもばらつきがまだあるようでございます。県内ではまだそういう助成を行っている団体はありませんので、国、県、それから、各団体の動きをしっかりと見て、今後対応をしていきたいというふうに思います。

すみません、追加で答弁をさせていただきます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ありがとうございました。補聴器の補助については佐賀県内ではないということですが、さっきおっしゃったように、東北のほうでは進んでいるというのを聞いておりました。いろいろあると思いますが、ぜひよく協議していただいて、実態を調べていただいて、早急にそれが取り組まれるようお願いをしておきたいと思います。

先ほど国民健康保険税のことで御質問いたしておりましたが、ちょうど最後になるところで終わりましたが、国とか県とかいろんなことをおっしゃいました。しかし、理屈じゃないんですよね。保険税が高過ぎるということ、ましてや子供たちにそれがかけられるということ、理屈じゃないんです。ですから、いろいろあると思いますが、そこを何とか鹿島市としては思い切った取組をするために、ぜひ協議を進めて実現させていただくようお願いをしておきたいと思います。

最後の質問に入ります。

安倍元総理の事件から、旧統一教会と政治の癒着問題が毎日報道されています。多くの国民の関心を寄せることになりました。これまで旧統一教会により財産をなくす人とか家族がばらばらになる人など、被害者がたくさん出ていらっしゃるということが明らかになっておりますが、被害を受けられた人たちの救済の問題もまた大きな問題として議論がされております。自民党をはじめ、政治との癒着について徹底解明を多くの国民は望むものです。特に統一教会と日本の政治家の癒着は、共産主義をなくすという一点でつながり続けているということ、私は日本共産党員として許すことができません。これまで私は60年近く共産党員として、また、共産党の議員として活動しております。この間、共産党というだけで差別を受けたり、反共攻撃を受けてきました。この裏に統一教会の大きな力があつたことを感じるこの頃です。

特に、この佐賀県におきましては、唐津市に旧統一教会との関係とされる日韓トンネルがあります。日本共産党の井上祐輔県議会議員は、先ほど行われた9月定例県議会において日韓トンネルについて質問をしておりますが、県は、福岡市で行われた日韓トンネル研究会に

職員を2011年から2016年にかけて派遣したと答弁をされております。さらに県は、旧統一教会と日韓トンネル研究会の関係は詳細を把握していないと答弁をされているようです。しかし、日韓トンネル事業は旧統一教会の関連事業であることは明らかなわけです。

お尋ねをしますが、県が2011年から2016年にかけて日韓トンネル研究会に職員の派遣をしたことを明らかにしておりますが、県内各自治体にもその呼びかけはあっているものと思いますが、まず、この参加呼びかけが鹿島市にあったのか、また、あったとするならば鹿島として研究会に参加したのかどうかをお尋ねします。

皆さんも十分に御存じだと思いますが、鹿島出身の今村雅弘衆議院議員は、今年8月まで日韓トンネル研究会の顧問だったことがテレビで何度も放映されています。このようなつながりもありますので、このつながりがどうであったかということもあると思いますので、特に関心のあるものです。お答えください。

○議長（角田一美君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えいたします。

議員がおっしゃいます日韓トンネルに関する講演会ということで、県の職員が情報収集のために2011年から2016年まで出席をしているということでしたけれども、鹿島市のほうでそういった案内等があったのかということで確認をしておりますが、当時の文書を当たっておりますが、そういった案内等は来ておりません。また、職員にもそういった会への出席はなかったことを確認しております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、市のほうに文書は来ていないということでおっしゃいましたね。確かに、もう何年になるんでしょうね、私も当時、日韓トンネルの文書を議会でも見たような気がするんですよ。私自身は、その頃も統一教会の問題もいろいろありましたから、気にもしておりませんでした。そういうことですから、恐らく市にも行ってたんじゃないかと思いますが、もうその頃の方たちはいらっしゃらないかも分かりませんが、来ていなかった、行っていないということなら、私はこれをどうするということはありませんけど、そういう形の問題が出たときに、やっぱりどこでも旧統一教会との関係とか分からなかったとか、そういう答えばかり返ってきているんですね。確かに、日韓トンネルであそこを通過して韓国に行くぎというような、そういう思いを寄せた人もあったと思いますよね。だから、話だけでも聞いてみようということで行くということもあったと思いますが、鹿島市としてそれがなかったということなら幸いだと思いますが、今後どういう形でそういう形のものが流れてくるか。

今のような状況になりましたから、そんなには来ないと思いますが、旧統一教会関連を見ていると、いろんなグループ、団体、驚くようなのがありますね。特に家庭何とか、家庭をよくせんといかんとか、そういうのがあるわけですから、私はぜひそういう問題については神経をとがらせながら、今の情勢をしっかりと見極めながら取り組んでいただきたいと思います。ただ、まだどんな形で来るか分かりませんよね。特に旧統一教会というのが、日本はどんなことをしてもいいというふうな、結局、日本にいろいろいじめられたので、日本からはしっかりと巻き上げていいというような、極端な話、そういう方針がしっかりとあるわけですね。そういう中で、日本国民がいろんな形で献金をさせられたり、そして、ああいう靈感商法というような、いろんなものを売り歩く。こっちでも経験ありますよね、朝鮮ニンジンだとかつぼを買ったというような人もありますし、鹿島にも会員の方がいらして、つまみなんかを売り歩いていらっしゃる姿も私も何度も見えています。本当にそういう人たちは大学出のすばらしい人たちが多いですね。だから、本当にこれからもどうなるか分からないというような心配もあるわけですよ。最近もある人から、うちの息子がちょっと関わり合っるともんねという言葉も聞きましたが、そういうことがないように、いろんな形でのそういう宣伝じゃないですけど、お知らせなんかもしながら、鹿島市としても市民の人たちがそういうことに関わりがないようにしなくちゃいけないんじゃないかと思います。

信仰なんていうのはそれぞれの自由なわけですから、それをいろいろ言われませんが、やっていること自体がやっぱり大変なことだし、特に今回の安倍さんの射殺事件にしても、その関係の人が、家族がばらばらになった、全てがなくなったというような中での行動だったんですよ。それがいいとは言いませんが、そこまで行き詰まらなくてはいけないようなことが、この旧統一教会の中でそれがあるだけで行われているということをやっぱり許すことができないと思いますので、私たちはしっかりと状況を見詰めていかななくちゃいけないと思います。

そういう問題が起きた頃、私たちも大分旧統一教会の問題では宣伝などもしましたが、最近ちょっと下火になった状況にありましたが、またこれが吹き上がってきたということで、しかし、背後にはしっかりとその動きが、特に政治家を関して広がっていたということ聞いてびっくりしました。選挙の応援とか、本当にそんなのまでやっていたのかなと思いますし、ましてや私たちがこれまで攻撃や、それからいろんなこと、差別などされてきた、その背景にこういうのが動いていたかと思うと本当にぞっとしますよ。しかし、私たちも負けずにいきまして、幸い共産党は100年を迎えたんですよ、そういうのにも負けずに。これからは私は頑張っていきたいと思いますし、そういう許すことのできないものとはとことん私も戦って頑張っていく決意しておりますので、市としてもそういうのに惑わされしないで、ぜひ頑張ってください。一緒に頑張るということを言って、ちょっと早いですが、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後1時25分から再開します。

午後1時14分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、6番杉原元博議員。

ここで申し上げます。杉原元博議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○6番（杉原元博君）

皆さんこんにちは。6番議員、杉原元博です。通告に従い、一般質問を行います。

安倍元総理大臣の国葬が間もなく行われます。午後2時から開始の予定でございますが、国葬の実施に当たっては賛成や反対、様々な意見がございました。実施される以上は最後まで事件や事故がないように願っております。

さて、今年の夏は早過ぎた梅雨明けや地球温暖化などの影響で猛暑日が続き、災害級の暑さとなりました。長引くコロナ禍と重なり、市民の暮らしにも大きな影響を及ぼしています。気候変動の影響で毎年のように発生する水害や台風の巨大化、勢力の拡大により、大きな被害をもたらしています。先日も台風14号が非常に勢力が強くて、九州、そして、日本列島を横断しました。各地で大きな被害をもたらしております。9月は防災月間であり、また、台風シーズンでありますので、まだまだ十分注意を払っていきたいと思います。

鹿島市においても、近年、豪雨や台風による家屋の倒壊、床上浸水、倒木など、大きな被害が発生をしました。また、近隣の武雄市や大町町をはじめ、2018年の西日本豪雨、熊本県地方の2020年の熊本豪雨など、線状降水帯による大きな被害が発生をしております。

毎年のように発生する自然災害、国は2021年度から、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として、令和7年度までの5年間、重点的かつ集中的に取り組むとされています。災害時は、まず、自らの身を守る自助が最も重要であります。災害から命と暮らしを守る取組に今後ますます力を入れていく必要があることから、今回、命と暮らしを守る災害対策について最初に質問をいたします。

豪雨災害を引き起こす線状降水帯について、気象庁は今年6月より発生の半日前から予報する取組を開始しました。線状降水帯は積乱雲が同じ場所で次々と発生し、帯状に連なる現象で、雲は数時間にわたり停滞をし、集中豪雨をもたらします。線状降水帯による被害を最小限に抑えるため、政府の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策には半日前の予測を行うための技術開発などが盛り込まれました。

このことを受けて、鹿島市では線状降水帯の予測と警戒呼びかけについてどのように対応

していられるのか、1点目にお聞きいたします。

次に、大きな2項目めは、利用が広がっている通級指導について質問します。

通級指導は、読み書きが苦手だったり、友人とのコミュニケーションがうまく取れないなど、そのような児童・生徒がふだんは通常の学級に在籍をしながら、個別の障害の状況に応じて一部の授業を別室で受けることができる制度です。

文部科学省の調査によると、通級指導を利用する子供が年々増えて、障害のある子供に対する適切な教育支援が広がっています。先般行われました令和3年度決算審査の主要施策の成果説明書の121ページに記載の教育支援事業で、通級指導教室の設置状況が記載をしてありました。

初めに、鹿島市において通級指導を利用している児童・生徒数を各学校別にお聞きします。

以上で最初の総括質問を終わります。関連する質問については一問一答で質問してまいりますので、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

1項目めの線状降水帯の予測と警戒呼びかけについてお答えをいたします。

線状降水帯の予測は、議員おっしゃるとおり、今年6月から気象台から発表がされております。現在の発表は九州北部、南部など広範囲になっており、例えば、対馬で線状降水帯が発生する可能性が高くなった場合でも、九州北部全域に線状降水帯が発生する可能性があるとして発表されます。また、的中率は約30%と聞いております。そのため、線状降水帯の予測が発表されたからといって即鹿島市に災害の可能性が高くなったとはいえない状況ですので、発表を受けて避難指示等の避難情報を市から出せる状況ではないと今のところ考えております。

ただ、気象台からは今後、的中率を上げる努力と発表地域を県単位や市町村単位で出せるように努力していくと聞いておりますので、今後、的中率が上がり、市町村単位での発表が始まれば、避難指示、またはその上の緊急安全確保などの情報を発令するための基準になってくると考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

私のほうからは、通級指導を利用している児童・生徒数についてお答えをいたします。

平成22年及び令和4年の通級指導教室に関するデータを比較いたしますと、小学校におきましては、平成22年の市内の小学校児童数が1,949人いらっしゃいました。このうち51人が

通級指導教室を利用されておまして、全体の2.6%となっております。これに対しまして令和4年の市内の小学校児童数は1,567人、このうち116人、全体の7.4%が利用をされています。中学校につきましては、平成22年、市内の中学校生徒数が1,018人、このうち8人、全体の0.8%のお子さんが利用をされています。令和4年、市内の中学校生徒数が746人、このうち38人、全体の5.1%が通級指導教室を利用されておまして、先ほど御紹介ありましたように、増加傾向にあることが見て取れるところです。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

それでは、1項目めの質問であります命と暮らしを守る災害対策について一問一答で質問をしてまいります。

最初の総括質問で線状降水帯の予報、予測と警戒呼びかけについて答弁をしていただきました。

〔映像モニターにより質問〕

間もなく映像が映ると思いますが、こちらの映像は線状降水帯と情報発表のイメージを図にしております。

半日前、約12時間前頃より積乱雲が発生し、列になって次々と発達をしていきます。そして、帯状に連なって大きくなり、非常に激しい雨を降らせます。昨今、この線状降水帯が原因で、各地で豪雨による被害が広がっています。土砂災害や河川の氾濫など、大きな被害をもたらす要因でもあります。

2017年九州北部豪雨の際は、中小河川への水位計の未設置が住民の避難遅れの一因と指摘をされております。国はこの事態を重く受け止めて、その翌年の2018年から中小河川などへ水位計の導入が始まりました。これにより、ウェブサイト「川の水位情報」から各地の氾濫危険水位といった情報が把握できるようになっております。スマートフォンなどで河川の水位を確認できる危機管理型水位計の設置が進んだと思いますが、鹿島市の設置状況についてお聞きいたします。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

危機管理型水位計の設置状況についてお答えいたします。

危機管理型水位計は低コストで、これまで水位計のなかった河川など、きめ細やかな水位把握が必要な河川に普及させ、水位観測網の充実を図る目的で設置された水位計となっております。市内には県設置の水位計が14か所ありますが、そのうち6か所が危機管理型水位計を設置されています。

なお、この水位計の情報は、先ほど議員が申されたホームページと、ほかに県ホームページのすい防くんというところで見ることができるようになっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

スマホなどで氾濫の危険確認ができるようになったこと、また、県のホームページ、すい防くんなどで情報の確認、把握ができるとのことでありました。スマホなどをお持ちでない高齢者の方なども分かるように、防災無線等でもお知らせをしながら、大きな被害が発生する前に早めに避難することが重要であります。

また、線状降水帯や台風での大雨の影響による土砂災害にも注意が必要です。土砂災害には崖崩れ、土石流、地滑りの3種類があります。甚大な被害を引き起こす土砂災害への対処が重要だと思っております。

2014年の広島土砂災害、そして最近では、昨年、2021年7月、熱海市で起きた大規模土砂災害をはじめ、昨年は国内で967件と、1,000件近く発生をしています。土砂災害防止法の改正により、土石流や地滑りといった警戒区域の指定が進み、住民に地域の災害リスクを知ってもらう環境づくりが前進しております。

鹿島市内で土砂災害が想定される土砂災害警戒区域と、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損害が生じ、住民に著しい被害が発生するおそれのある土砂災害特別警戒区域の指定について伺います。それぞれ地域ごとに何か所あり、その中で特に注意を要する指定箇所について併せて答弁をお願いいたします。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

御質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと呼ばれる区域は、鹿島地区17か所、能古見地区279か所、古枝地区74か所、浜地区21か所、北鹿島地区ゼロか所、七浦地区139か所であり、市全体の合計は530か所です。

この土砂災害警戒区域の中で特に注意を要する土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと呼ばれる区域は、鹿島地区17か所、能古見地区269か所、古枝地区70か所、浜地区21か所、七浦地区134か所であり、市全体の合計は511か所です。

なお、鹿島市においては御質問の中にあつた指定箇所というのはございません。

以上です。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。特に能古見地区や七浦地区、そして、古枝地区の山間部に集中しているというふうに思います。土砂災害警戒区域が市内全体で530か所ある中で、そのほとんどがレッドゾーン、いわゆる土砂災害特別警戒区域という答弁でありました。被害が発生するおそれのある区域が非常に多くて、本当に注意が必要であると認識をしております。

次に、自力で避難が難しい障害をお持ちの方や高齢者等、いわゆる災害弱者の方を対象に、各人の個別避難計画を作成する自治体が増えております。昨年5月に施行された改正災害対策基本法は同計画の作成を自治体の努力義務とし、作成済み、一部作成済みを合わせた自治体は7割に上っています。

この鹿島市の個別避難計画の作成状況についてお尋ねいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

鹿島市の個別避難計画について御説明いたします。

避難行動要支援者の個別避難計画は、災害対策基本法第49条の14第3項により、本人の氏名、住所、電話番号などの基本情報に加え、避難を支援する人や避難場所、避難経路等に関する事項を記載するようになっております。その作成は努力義務となっております。

鹿島市では法に基づき、自身の個人情報の事前提供に同意をされた避難行動要支援者について、基本情報プラスかかりつけ医や避難時に持参するものなどを記載した個別避難計画を作成しております。この台帳を区長や民生委員の方に配付を行っております。よって、鹿島市は個別避難計画一部作成済自治体となります。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

今答弁をいただきました個別避難計画の作成済みと一部作成済みの違いについて、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

それと、鹿島市がどうして一部作成済自治体になるのかの答弁も併せてお願いいたします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

なぜ一部作成済みの自治体なのかというふうな御質問です。

鹿島市においては、個別避難計画の記載に必要とされている要支援者の氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由に加えまして、かかりつけ医や避難時に持参するものなどを記載した個別避難計画を作成しておりますが、避難を支援する実施者の名前、住所及び電話番号や連絡先、避難場所及び避難経路に関する事項の記載がないため、個別避難計画一部作成済みの自治体となります。

個別避難計画では、避難を支援する実施者について、避難行動要支援者の方が自ら数名の支援者を決めていただくこととなりますが、依頼する側、される側も心理的負担を負うことや、障害者等であることを知られたくないという方もいらっしゃいます。また、鹿島市では避難経路については、個人個人の避難場所を定めておらず、また、災害の種類によって開設する避難場所や避難経路も変わる場合があるため、避難経路については現在のところ記載しておりません。このため、個別避難計画には避難行動要支援者の自宅の位置及び周辺地図を掲載し、地区の方が事前に確認できるようにしております。

個別避難計画策定については課題もありますが、できる限り国が示す計画に近づけるよう、関係部署と協力しながら作成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。

そしたら次に、マイ・タイムラインについて質問をします。

〔映像モニターにより質問〕

このマイ・タイムラインですが、この映像に映っておりますマイ・タイムラインは台風接近のときの例です。

3日前の情報収集、持ち出し品の確認、準備や携帯電話の充電、そして、2日前から半日前の避難準備と避難までのマイ・タイムラインのイメージ図になります。

台風や大雨に備え、個人の避難行動計画を時系列で決めておく、このようなマイ・タイムライン作成を後押しする自治体が増えており、国土交通省などが逃げ遅れゼロを目標に作成を推奨しております。災害時は自らの身を守る自助が最も重要になることから、マイ・タイムラインの普及が大切であると考えます。

鹿島市は今後、マイ・タイムラインの作成とその後押しをどのように考え推奨していく予定なのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

お答えします。

マイ・タイムラインの作成の推進につきましては、今年3月に佐賀県の地域防災計画に記載され、鹿島市においても5月の鹿島市地域防災計画の改正で推進していく旨を記載したところ です。

今後、先進事例等を参考に鹿島市の状況に合った内容に整理したものを、自主防災組織の訓練や研修、出前講座等の勉強会などで紹介していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

このマイ・タイムラインの研修、出前講座等を実施されるということでしたので、ぜひよろしくお願ひします。しっかり市民の皆さんへの周知に努めていただきたいというふうに思っております。

この質問の最後になりますが、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を受けての鹿島市の対応について、まず、担当課にお聞きいたします。

今年は梅雨時期が極めて短く、記録的な猛暑で、暮らしにも大きな影響を及ぼしました。高気圧の強まりと地球温暖化の影響もあり、近年の夏の暑さや線状降水帯による集中豪雨と気候のパターンが従来とはかなり違ってきております。この災害級の集中豪雨や猛暑など、根本の要因となる気候変動への対策を、続けて松尾市長にお聞きいたします。

○議長（角田一美君）

白仁田総務課長。

○総務課長（白仁田和哉君）

国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の対応状況について、計画の取りまとめをしております総務課でまとめてお答えをいたします。

各課で実施している事業のうち、国土強靱化計画に該当している事業は92事業あり、その中で加速化対策に該当する事業は22事業となっております。

具体的には、農林水産課では漁港施設ストックマネジメント事業や地域農業水利施設ストックマネジメント事業、ため池の耐震強度や雨量耐性の調査などです。都市建設課では市営住宅の長寿命化計画に基づく修繕など、環境下水道課では南舟津雨水ポンプ場建設、教育総務課では学校施設大規模改修改造事業などが該当することとなっております。

なお、加速化対策に該当するかどうかの最終判断は、そのときの国の予算執行状況等を見ながら国が判断されております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

杉原議員の気候変動へのこれからの対策ということで私のほうから答弁をいたします。

基本的には、5月に改正をいたしました鹿島市地域防災計画にのっとり行動を策定いたしております。先ほど議員おっしゃったように、地球温暖化によっていろんな気候変動が今起きております。線状降水帯もその一つだというふうに思っておりますので、これらの地球温暖化を含めて気候変動の状況を把握、分析しておく、そのことがまず第一に必要なというふうに思っております。その分析によって、この鹿島地区で予測される災害はどのように変わっていくのか、そのこともやはりちゃんと把握をしておかなければいけないというふうに思っております。

2点目が、災害が起きる前の事前対策です。議員おっしゃったように、人命第一、避難計画の再検討が必要だというふうに私は思っております。災害ごとにいろいろ違いがありますので、その災害ごとに細やかに計画の再検討を行っていくことも必要だというふうに思います。

具体的には、個別の避難計画、先ほど議員がおっしゃったマイ・タイムラインの作成、そしてもう一つは、自主防災組織が市内各地区に設置をされておりますが、現在のところ、コロナ禍ということでなかなかその活動ができない状況になっております。やはり災害が起きたときには、区長さんとか民生委員さんとか消防団とか一緒になって、この自主防災組織の活動というものが非常に重要になってくるというふうに思っておりますので、ここら辺の充実を図っていかねばいけないと思います。

それから、先ほどもありましたが、ハード面の整備です。鹿島市には排水機場がたくさんあります。都市排水と農業用集落排水、これの整備、強化、増強をやはり今後行っていかねばいけないというふうに思っておりますので、そのこともこれからの検討課題であると思っております。

それから、何といたっても発災時の対応ですね。情報の発信です。市民の皆さん方に避難を呼びかける、そういう情報を的確に発信していく、このこともやはり必要ではないかというふうに思っております。

せんだって、首長として取るべき行動ということで国の防災関係のほうから、首長が発災時にどのような行動を取ればいいのかということの研修をタイムライン、オンラインで受けました。そういうことも参考にしながら、これからの防災の在り方、それから、皆さん方の計画、そういうものに生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

詳しく答弁していただきありがとうございます。

そしたら、以上で命と暮らしを守る災害対策については質問を終わります。

特に、この災害対策については庁舎内での横の連携も極めて重要かと思っております。先ほど総務課長の答弁でもありましたように、農林水産課とか都市建設課、いろんな課にまたがっております。そういったところでしっかり横の連携を取りながら、迅速な対応、また、情報の把握等に努めていただきたいというふうに思っております。

そしたら、大きな2項目めの質問であります利用が広がっている通級指導について一問一答で質問をしてみたいと思います。

最初に、通級指導を利用している児童と生徒の数を各学校別に答弁していただきました。私たちが子供の頃は、通級指導は行われていませんでした。地域や学校によって異なると思いますが、今からおよそ20年以上前、あるいは30年前頃から始まってきたのではないのでしょうか。多様化する子供たちへ寄り添った対応、通級指導の充実をめぐるっては、政治がこれまで強力で推進してきたとも言えると思います。

〔映像モニターにより質問〕

今映っております映像ですが、こちらのグラフですね。これは全国で通級指導を受けている児童・生徒数の推移です。文科省によると、この10年間で義務教育段階の子供の数が1割減少する中、通級指導を受ける児童・生徒数は年々増加し、およそ2.7倍まで拡大しているのが分かります。

この背景には、発達障害のある子供の数の増加や、通級指導に関する理解や認識が高まったことがあると見られています。事前に頂いていた資料や最初の総括質問の答弁でもありましたように、鹿島市の状況も全国の状況とほぼ同様のことが言えると思います。特に、中学生の通級指導教室利用が12年前のおよそ5倍と大幅に増えているとの答弁でありました。

次に、この通級指導を利用している子供の障害種別と利用頻度についてお伺いいたします。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

先ほど総括質問のところで、中学校、小学校別ということでお答えをさせていただきましたけれども、各学校ごとということで再度お答えをさせていただいてもよろしいでしょうか。

令和4年度に関しましてですけれども、通級指導教室に通われているお子さんですが、北鹿島小学校で8人、鹿島小学校で40人、明倫小学校で28人、能古見小学校で3人、古枝小学校で18人、浜小学校で12人、七浦小学校で7人、小学生の合計が116人となっています。中学校ですけれども、西部中学校が20人、東部中学校が18人、中学生の合計が38人ということ

になっております。

それでは、通級指導教室を利用する子供の障害種別と利用頻度についてということでお答えをいたします。

障害の種別についてですが、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害と言われるLD、それから、注意欠陥多動性障害という診断名にもなりますが、ADHD、このような障害を持った方、そのほか肢体不自由であったり、病弱であったり、身体虚弱といったような障害の種別がございます。鹿島市の通級教室では小学校4校で6教室、中学校2校で2教室を設置しているところでございます。

利用頻度ですけれども、学校教育法施行規則の規定による文科省の規定では、1人当たり年間35単位時間から280単位時間以内の範囲とされているところでございますけれども、実際には1人当たり週に1時間から多くても2時間、年間でいきますと、35単位時間から70単位時間程度を通級教室において授業を受けていらっしゃる状況になります。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。

先般、鹿島小学校に通級指導の様子を視察に行きました。鹿島小学校では、ことばの教室が2つ、まなびの教室が1つあります。教室の中で通級指導がございましたので、中には入らず、外から映しております。

〔映像モニターにより質問〕

こちらは、ことばの教室の①ですね。それから、こちらがことばの教室②になります。鹿島小学校では、ことばの教室が2教室。

そして、ちょっと見にくいんですが、こちらがまなびの教室ということになります。

こちらに映っていますように、ことばの教室の入り口には、ちょっと見にくいと思いますが、「前向きに生きて人生を楽しもう」とか、「信じるもののために立ちあがろう」とか、「もしいじめられたら先生に知らせよう」などの言葉が貼ってありました。

それから、奥のほうにはプレイルームというのがあります。「楽しさいっぱい やさしさいっぱい」というふうには貼ってあります。

こちらがそのプレイルームの中の映像です。卓球台などがあり、運動や遊び、ゲームなどができるスペースです。

遊びのルールとして、「お願いします、ありがとうございました等のあいさつをする」、「ゲームに負けてもおこらない」などと紙が貼ってあります。

先ほど答弁にもありましたように、対象の子供たちは週に1時間から2時間程度通級指導を受けているようです。ことばの教室は鹿島小学校のみで、他の学校の子供たちは鹿島小学

校に通っているということです。また、まなびの教室は、鹿島、明倫、古枝、浜小学校にあり、それ以外の小学校の児童はそれぞれ通っているとのことでした。実際に現場を視察した中で校長先生からも説明を受けましたが、適切な教育支援が広がっていると感じる一方で、課題も多いのではないかと思います。この現状の課題についてお聞きいたします。

○議長（角田一美君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

それでは、現状の課題についてお答えをいたします。

現在、通級指導教室の設置につきましては、国の予算配分に基づきまして県の裁量で加配教員を各市町に配置しているところです。予算の範囲がありまして、市町の教育委員会からの加配教員の増員に対する要望どおりにはなっておりませんで、全ての学校に通級指導教室が設置できていないことなどが課題となっております。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

文部科学省は今年5月に専門家会議を立ち上げ、通級指導の制度拡充への議論を加速しているようであります。今後ますます通級指導の利用者が増え、ニーズも多様化すると思われれますが、通級指導のさらなる充実に向けてどのように考えておられるのか、教育長にお聞きいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

特別支援教育、その中でも今回通級指導ということで御質問いただきました。ありがとうございます。

現在の学校教育の中で特別支援教育、そして、この通級指導は非常に重要な位置を占めております。児童・生徒のニーズをしっかりと把握し、やはり指導の個別化をやっていかなければいけないと。特に一人一人の子供たちが持っている力を高めて、生活や学習上の困難さを改善していくことは、非常に私たち、今学校教育の中でやっていかなければならないことだと思っております。そのためには、先ほどのような設置の学級数とか、あるいは通級をしている児童・生徒数がありましたけれども、まず1つ目は、やはりこの通級指導教室のニーズがありますので、新設の学級を増やしていくというのが今一番私たちがやらなければいけないことだと思っております。

ただし、鹿島市はこの制度が平成5年度に始まりました。そのときに既に2教室設置をし

ておりました。非常に早く取り組んで、現在8教室がございます。今、県内全体でもまだ91教室しかございません。20市町で一番多いのが佐賀市の13教室、次が私たち鹿島市とか、あるいは唐津市、鳥栖市あたりが8教室ということで、児童・生徒数、県内全体で鹿島市は3.5%ですけれども、先ほどの設置学級数91教室の中の8教室、8.8%ですので、非常に割合としては高い通級指導教室の設置数だと思っております。しかし、まだまだニーズがありますので、設置の割合が高いといっても、まだ鹿島市に必要であるということをこれからも県教委をお願いしていくということが大切だと思っております。

2つ目は、やはり指導者の指導力向上の問題ですね。この通級教室というのはいろんな指導技術が高くないといけないところがありますので、以前は毎月1回、研究会がございましたけれども、最近働き方改革のこともあって、月に2回程度、この担当者の研修会がっております。そういった研修の機会を確保して指導力の向上を図ることが子供たちのニーズに応じていくことだと思っております。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

ありがとうございます。児童や生徒の多様性に伴い、通級指導の重要性は今後さらに高まっていくと思います。

教員の確保についての通告をしていましたが、教職員の定数について、通級指導の観点からお尋ねをいたします。

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、また、いじめや不登校などへの対応など学校が個々に抱える課題解決のために、学級担任等の基本的な教職員定数である基礎定数とは別に、毎年度の予算範囲内で措置をしているものであります。なかなか分かりづらいというか、よく分からないところがありますが、国は都道府県等から提出された申請を受けて、加配の種類ごとに総数を配分するとあります。

私がお聞きしたいのは、2016年度までは通級指導の担当教員数は加配定数の一部だったのが、2017年度からは基礎定数に組み込んであります。このことが通級指導の上で画期的なことなのか、また、今後計画的に増員される見通しなのか、お尋ねをいたします。

○議長（角田一美君）

中村教育長。

○教育長（中村和彦君）

お答えいたします。

まず、基礎定数というのは、教職員定数のうち、学級数とか児童・生徒数に応じて機械的に算定をされるものであります。先ほど御質問にございましたように、そのほか加配といってプラスアルファ、例えば、指導方法改善加配とか、あるいは不登校対策加配とか、いろん

な加配がございます。

議員おっしゃったように、平成29年度の法改正によりまして教職員の基礎定数の改善が行われ、通級による指導のための基礎定数、大体児童・生徒13名に1人ですね、これが新設をされたところです。

しかし、これは平成29年度からさっとそれができたかという、そうではなくて、10年間で完了するというような感じですので、毎年、平成29年度から10%ずつ基礎定数として増えていくと。ですから、現在6年目ですので、60%が基礎定数、その他加配でほかの40%という感じなんですけれども、佐賀県では今のところ全てを加配とみなして各市町の学校に配当をしているところです。

ですから、基礎定数が画期的かと言われれば、そうだろうかと、10年後にきちっと基礎定数が増える。ただ、我々は一つ一つの学校の学級13人以上と考えるんですけれども、国は県全体として総数を13人で算定しているような状況ですので、なかなか毎年増えていかないと。ここ一、二年も1学級か2学級しか毎年増えていかないというような実態です。

ですから、私たち市町の教育長は県教委に対して、県独自の予算でももう少し増やしていただきたいというようなことを随時お願いしているところでございます。

○議長（角田一美君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

分かりました。教育長、ぜひよろしく願いいたします。

この少子・高齢化の波は年々深刻さを増してきております。人口はどんどん減少し、未来を担う子供たちの数は減ってきております。私が学生時代に読んだ本の中で印象深かった一冊に、石川達三の「人間の壁 上・中・下」というのがあります。この本は佐賀県が舞台であり、教職員組合の大規模人員削減との戦いで、市から退職を求められた小学校の若い女性教員を軸に、家庭、教室、学校、社会の諸問題にさらされながら格闘を続ける教員を描いたものです。

教育は、子供たちを悪い遊びから遠ざけることではなく、むしろ逆に悪い遊びの中でそういう遊びを通して自己反省を育てること、幼い良心を育てること、道徳の芽を伸ばしてやることでなくてはならない。また、教師という仕事は下積みの仕事だけれども、私たちのやっていることは日本の未来を握っていると思うなどと、ほかにもたくさんいろんなことを登場人物である教員たちが言っています。ここには教職員の生の声があるのではないかと感じました。

今回この質問をする上で、通級指導についていろいろと調べてきました。通級指導に限らず、特別支援学級や特別支援学校といった特別支援教育は大変奥が深いと感じる一方で、早い段階から始めないといけないとも思いました。子供たちが安心してよりよい教育を受けら

れる環境、そして、教職員定数の問題など、国と自治体が協力し、教育現場の要望をしっかりと捉えて、また、伝えられればというふうに思っております。

今回は少し時間が残っておりますが、この問題はもうちょっと深掘りして質問をしていきたいと思っておりますので、残り時間では時間が不足しますので、次回の質問に回していきたいと思っております。

その主な内容は、先ほど現状の課題の中にもありましたが、本来通級指導などの支援を受ける必要のある子供たちが現在受けていないという、実際そのような状況があると思っております。それは家庭環境だったり、今核家族も増えております。若いお父さん、お母さんが共働きで、通級指導に送り迎えができないとかという問題もあるかと思っております。そのようないろんな事情があって、実際に通級指導を受けるべき児童や生徒が受けていない現状について。それから、先ほど教育長のほうから答弁がありましたが、鹿島市は今、県内でも通級学級は多いということでしたが、これが教員の配置の問題、あるいは他の市町との比較についてももうちょっとお聞きしていきたいと思っております。ほかの市町では、例えば、教員が掛け持って小学校を回っているというふうなこともあるかと思っております。いわゆる巡回ですとか兼務辞令について、この辺のところも聞いていきたいと思っております。それから、中学校の通級指導については今回あまり触れられませんでしたので、その辺のところもまた触れていきたいと思っております。

とにかく子供たちの教育というのは、やはり将来を担う、未来のある子供たちであります。鹿島市の宝であります。しっかり私たち大人が、そして、行政が、政治がしっかり支えて、子供たちを後押ししていきたいと思っておりますので、またの機会に質問をさせていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（角田一美君）

以上で6番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後2時40分から再開します。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番笠継健吾議員。

ここで申し上げます。笠継健吾議員の一般質問で議場モニター映像の使用を許可します。

○3番（笠継健吾君）

皆さんこんにちは。3番議員、笠継健吾です。今日は最後の4番目の質問者ということで、皆さん、頑張ってよろしくお願ひします。

それでは、松尾議員も先ほどお話をされましたが、先週23日、特急かささぎが、幸運を運ぶ名の下、肥前鹿島－博多間の運行を開始しました。私もこのときに行っておりまして、かささぎ上り一番列車、6時39分に乗りました。そして、博多まで行って10分ぐらいの間隔を置いて、かささぎ下り一番列車に乗りました。そして、帰ってまいったわけですが、私は笠継でありまして、かささぎにちょっと似たような感じがいたします。鹿島に幸運がやってくるように、私もしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それから、9月8日に佐賀県は、有明海沿岸道路福富－鹿島間の鹿島寄りの一部ルートを近く関係者に提示するという事を明らかにいたしました。そして、山口県知事は、一日でも早く福富－鹿島間がつながるよう努力すると土井県会議員の一般質問に答えられております。

それでは、このような中で、鹿島の活性化の観点から2点、そして、地域の困られている点について1点、合わせて3問の質問をいたしたいと思っております。

1つ目の質問は、鹿島の活性化の観点より、新工業団地の取組はどうなっているか、お答えください。

また、現在の工業団地の状況も教えてください。

次に2つ目について、これは未婚、晩婚化についてであります。

このことは日本全体の社会現象であり、これは長引く経済の不況により雇用形態が不安定となり、就職にも影響し、そのことが未婚、晩婚化の大きな要因となっております。就職氷河期の人たちの現在の年齢は30歳後半から50歳前半の方たちと言われます。この方たちがそういった就職難ということで今まで非常に悩んでおられることでもあります。

質問をいたします。鹿島市の40歳から59歳までの未婚の状況を教えてください。

3つ目の質問です。市道上のかぶり木の問題でございます。これについては、鹿島は自然が豊かな住みよいまちと言われております。しかしながら、緑の木は大きくなり、支障を来して景観が悪くなっている問題も地区によって多々ございます。

質問をいたします。地区より市道上のかぶり木の問題で相談が何か所ほどあっておりますか。

以上、3点を総括質問といたします。

あとは一問一答でよろしく申し上げます。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

それでは、商工観光課のほうから、1つ目の御質問、新工業団地の取組はどうか、また、現在の工業団地の状況ということに対してお答えをいたします。

現状の工場団地につきましては、市内に3つの工場団地がございます。それぞれの規模、また、市が造成いたしました工業用地周辺を含めた企業数の御紹介をいたします。

浜工場団地で6.2ヘクタール、4社、大村方工場団地13ヘクタール、22社、谷田工場団地13ヘクタール、4社となっております。分譲可能用地の残りはございません。

また、新工業団地の取組状況につきましては、平成29年度に川島金属株式会社様の誘致によりまして分譲が完了し、これにより製造系の企業向け用地がゼロとなっております。このため、令和元年度に新工業団地適地調査を実施し、令和2年度には開発規模や事業化に向けた可能性などを検討するため庁内で検討委員会を立ち上げ、適地調査を基に絞り込んだ候補地の優先順位づけを行ったところです。しかしながら、事業化に向けた実現可能性、また整備スケジュール等の具体的な検討までは至っていない状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

福祉課からは、2つ目の御質問、鹿島市の40代、50代の未婚化、あるいは晩婚化の状況についてお答えしたいと思います。

まず、鹿島市の未婚化の状況についてですが、令和2年の国勢調査によります人口等基本集計の未婚率データというのがありますので、それによって説明をしたいと思います。

また、未婚者数につきましては、国勢調査の未婚率のデータを活用しまして、令和2年住民基本台帳の鹿島市人口データにより、40代、50代の男性、女性の未婚者数を試算いたしました。

まず、40代男性ですが、人口が1,616人のうち、未婚率は23.5%でございまして、未婚者数は379人と試算をしております。また、40代女性につきましては、人口1,710人のうち、未婚率は18.8%で、未婚者数は321人でございます。次に、50代男性ですが、人口1,741人のうち、未婚率は19%でございまして、未婚者数は330人でございます。最後に、50代女性は人口1,807人のうち、未婚率は11%で、未婚者数は198人と試算をしております。

40代、50代が中心の質問でしたが、晩婚化ということで、晩婚化の状況についても申し上げたいと思います。

これについては、総務省統計局の平均初婚年齢、初めて結婚した年齢の推移につきまして、鹿島市のデータを説明したいと思います。

まず、平成12年では男性28歳、女性が26.5歳であるのに対しまして、平成25年度は男性28.9歳、女性が28.3歳、それから、令和元年度につきましては、男性30.1歳、女性が28.3歳となっており、調査年によってばらつきはございますが、データの結果からも年々晩婚化が進んでおるといってございまして、

また、50歳になった時点で一度も結婚したことのない人の割合を示す生涯未婚率というのもございまして、この生涯未婚率につきましては、鹿島市の状況なんですが、男性が24.2%、女性は14.2%となっております、全国の割合が男性28.3%、女性が17.8%よりも鹿島市としては低い割合になっているということでございます。

鹿島市の未婚化、晩婚化の状況といたしましては以上でございます。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

都市建設課のほうからは、3番、市道上のかぶり木の除去についてお答えをいたします。

市道に木が覆いかぶさっている問題につきましては、全部とは言いませんが、そのほとんどが民有地から市道のほうに樹木の枝が覆いかぶさっている状態です。この場合、民法233条の規定に伴い、はみ出された隣地の所有者は勝手に樹木の枝を切ることができません。ただ、市道においては、道路法43条に基づき、安全確保のため通行の支障になっている部分を市の作業員が直営で伐採することがあります。

御質問の地区から市への対応要請はあるか、あるとすれば何か所程度かについて回答いたします。

かぶり木については、そのほとんどは民有地の所有者、または区の公役のほうで対応してもらっております。今年度、市のほうへ対応要請があっているのは、能古見地区から2件、市道立馬場線及び市道若殿分～諸干線の能古見小学校周辺の通学路に関して対応要請がっております。これに対しまして市は、6月に法で許されている市道にはみ出した部分を直営で伐採していますが、またすぐに伸びてきましたので、市道立馬場線につきましては、8月に能古見小学校PTA様が再度伐採されたと聞いております。昨年度、令和3年度につきましては、能古見地区で2件、浜地区で1件、古枝地区で1件のかぶり木除去の対応要請が地元からありましたので、これも市道にはみ出している部分を直営で伐採いたしております。

なお、民法233条に関しましては、令和5年4月1日に改正内容が施行されますので申し添えます。

これまで隣接地の民間の所有者は、自分の土地にはみ出してきた樹木の枝を伐採することはできなかったのですが、改正後は、所有者に対して所定の通知をすることなどで、隣接地の所有者が、はみ出してきた部分だけではありますが、その樹木の枝を自分で伐採できるようになることを申し添えて、回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

それでは、新工業団地の取組について、鹿島市の答えとして、3か所の候補地を見つけていると。それで、順位を1番から3番までつけて候補地を売っているというような答えがありました。そして、これは候補地を決めてから今まで新工業団地の取組があっていないようですけれども、進んでいない、その理由は何でしょうか。

○議長（角田一美君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

それでは、お答えをいたします。

新工業団地の整備が進んでいないのはなぜかというお答えですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響、また、ウクライナ情勢、物価・原油高騰など、これまでと経済情勢が大きく変化をしております、企業の経営環境に与える影響も長期化しております。このため、今後の企業の設備投資の動向がどうなっていくか、なかなか判断がしづらいところがあります。このため、先ほど申し上げましたけれども、候補地の優先順位づけまでは終わっているものの、事業化に向けた実現可能性、整備等のスケジュールについては検討まで至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

理由としては、コロナ、ウクライナ、3年ぐらい、そういった状況が、コロナが続いています。その間の中で、果たして造成しても企業がさっさ来るやろうかというふうなところが理由ということでおっしゃられました、鹿島市民は、鹿島の将来、5年、10年先の将来が、展望が見えないということを非常に聞くんですよ。何のあつとやろうかと。そういうことを聞く中で、一番手につけやすいというのは、つけやすいというか、七次計画の中でも、勤め先が少ない、これはアンケートの3番目に上がっていました。35%ぐらいやったですかね。

そういった状況の中で、何をやるべきかということ考えた場合、鹿島の将来、この工業団地の取組はどれぐらい期間がかかるのか、そういったことを考えると、手をつねばいかんとやなかですかというふうに思うわけですよ。そういったことで、取りあえずは用地取得の期間など、どれほどの期間を想定しているか教えてください。

○議長（角田一美君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

整備する場合、用地取得を含めて期間がどれくらいかかるかという御質問に対してお答えをいたします。

先ほども申し上げましたが、今現在、具体的なスケジュールというものがございませんで、過去の事例を参考にいたしますと、用地取得、設計業務、造成工事などで約3年から長くて6年程度、今はもっとかかるかも分かりませんが、その程度の期間は必要であると思われます。整備期間に幅がありますのは、整備箇所が農地法や都市計画法などの法適用条件地域かどうか、そういったところで必要な法手続に所定の期間を要することと、また、一番が地元の合意形成、所有者との用地交渉なども一定の期間を要することが考えられます。

参考までに、これまでの市内の工場団地の状況で申しますと、大村方工場団地では分譲開始まで6年、谷田工場団地では分譲開始まで約3年ということで期間がかかっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

用地取得で3年ぐらい、造成まで含めれば6年ぐらいかかりますと。それから企業が入ってくるというようなことになれば10年。10年たった時代が変わっていますね。なので、早々に手をつけにやいかんというふうに思いますが、この用地取得の広さとかは先ほど申されましたですかね。金額、造成まで含めたような感じになるでしょうかね。

それと、土地は分譲と思いますが、賃貸もあるか、そこら辺を教えてもらっていいですか。

○議長（角田一美君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

それでは、お答えをいたします。

工業団地を整備する場合、用地取得または整備などで多額の事業費がかかります。その費用全部または一部を分譲地の売却収入で補うこととなります。そのため、分譲地は売却するかどうかという御質問ですけれども、基本的には売却が基本と考えております。

しかしながら、社会情勢、または誘致企業様との条件等の話し合いによりまして、その他リースの場合とか、その他の可能性もあり得ると考えております。

また、用地の広さ、また、金額はという御質問ですけれども、具体的な数値まではただいまございませんので、これも市内の工場団地の状況を御紹介させていただきますと、大村方工場団地で面積が16ヘクタール（185ページで訂正）、総事業費19億円、谷田工場団地では同じく面積16ヘクタール（185ページで訂正）で、総事業費が1,850,000千円となっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

用地の広さ、金額はどれぐらい想定しているか、土地は分譲かと、そういったところでの答えは、大村方で16ヘクタール、19億円かかったと。16ヘクタールというと、1ヘクタールが300坪ぐらいですかね。5万坪ぐらいの広さがあると。当初いただいた資料から見ると、そこに22の企業が入っているということですよ。この22の企業がさっと入れればいいけど、ぼちぼち入ってくるというような感覚にもなるかと思いますが、造成をしながら、造成の済んだところに入ってきているともあるかと思いますが、それにしても造成が6年過ぎて済んで、そして、かれこれしよれば10年かかると。10年というと10歳年ば取るわけですよ。それで、そういう長い期間がかかることに対して、やはり早く決めてやらないと、企業の入るときは15年先ぐらになっとやなかですかね。金額がやはり相当かかると、19億円。ということになれば、企業の入らんぎんた、その造成費用は取り戻せないよと。これは起債を起ししてお金を借る、金利を払わにゃいかん、そしたら、今の時代でいえば1%、19億円やったら19,000千円も毎年払わんばいかんということになりますよね。

しかし、今現在の分譲を見れば、できたからよかったというふうに思えるわけですよ。そして、これは前向きなお金なんです。鹿島市民が望んでいる、将来の展望が見えてくる、そして、そこに企業が入れば固定資産税等の税金が入る。そして、若い人たちの転出状況が多いというふうな、前回、議会でありました。転出、転入の状況の差は、毎年40人から70人転出が多い。去年は110人多いんですよ。

そういった状況の中で、鹿島の活性化を考えれば、まず、そこを止めなければいけない。七次計画もそういったスタンスでつくってあるわけですよ。そして、鹿島の活性化を図りましょうと。そしたら、どうやって鹿島の活性化を図るかということ、ここら辺があるわけですよ。ですから、金はかかるけど、やらんと今の状態が続いていくということですから、そこら辺を考えてよろしくをお願いします。

有明沿岸道路も福富－鹿島間、山口県知事は一日でも早くつながるように努力するというのを口で言っていらっしゃいます。さすがだと思いますよ。要は言って、それを一生懸命やるということですね。

しかし、その道路はできたけど、要望をしているけど、そういった鹿島の企業を呼び込むようなところが何も手をつけていない。道路は一生懸命呼んでいるけど、鹿島は、自分たちはどうしよるとかと、そういうふうに思いますよ。なので、こういうことはやっぱり大変ですけど、きちんとしていかなばいかんというふうに思います。

それでは、この件について市長はどういうお考えか、よろしくをお願いします。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

工業団地の造成について、どう考えているかということで御質問でございます。

先ほどありましたように、今は工業団地がなくなって、新規に造らなければ工業団地はありません。今話があったように、候補地を絞り込んでいますが、その先が進んでいないという状況です。工業団地を造るに当たっては、経済状況を見ながら、企業の引き合いがどうあるのか、あるいはさっきおっしゃったような多額のお金がかかります。だけん、投資余力、鹿島市にどれくらいあるのか、そこら辺を判断してどうするかということを決めなければいけないというふうに思っております。

さっきおっしゃったように、レディーメード、ちゃんと準備をして企業に来てくださいというやり方と、もう一つはオーダーメード、来るからどこかないですかというやり方があるんですけど、オーダーメードでやれば、申し込んでから、こっちに来たいけど、どうですかと言ってから造成するのにまたかなりの時間がかかります。そういうことをいろいろ鑑みながら、第七次の総合計画にも新しい工業団地の造成については検討をしていくということしておりますし、もう一つは、市の施設の老朽化したものをどうするかということも併せて考えていかなければならないし、その他の施設についてもちょっと今考える状況になってきております。やはり工業団地ということであれば、ある一定規模の場所が必要ですので、そこら辺の利用実態、一番皆さん方がここはいいねと言えるような場所を設定しなければいけないということですので、今からそのことについても検討していく段階にあるというふうに思っているところです。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

いわゆる実態的にやろうというふうに考えたときに、資金的な投資余力があるかどうか、そういったものも必要だとは思いますが。

しかし、要はやらんばいかんというふうな気持ちをしっかり持っとして、そしてやらんばいかんけど、市庁舎とかあるけん、しよんなかねというところは分かるんですよ。なので、それならそれらしくきちんと投資余力を計算して、こういうことだからここをせんばいかんというふうなところをきちんと分かるようにしないと、そういった企業誘致を図って将来の鹿島をよくしていかんやいかんの、どっちか分からんような状態であるというふうな感じもしますが、そこら辺をよろしく願いしておきます。そこだと思えます。そこをしなければ、どっちをするか分からんというふうな感じですよ。

しかし、第七次計画を見れば、それを達成するためにはそういったことが必要であるということもありますので、前向きに考えていただきたいと思えます。

それでは、企業誘致の取組ですね。それじゃ、オーダーメードだと、最初から工業団地を造ったら、来るか来んかも分からんと。金利ば払わんばいかんと。しかし、それなら企業が

来るよと言われたような取決めをして、そして、そういったことを同時進行で考えていくと。小さくてもいいからと、来る坪数だけでいいと、500坪なら500坪。そういったオーダーメードをそれぐらいでぼつぼつやっていくよというふうなところで、企業の誘致というのは非常に大事なんです。先ほど言ったような雇用の促進、これについてどうですか。

○議長（角田一美君）

山口商工観光課長。

○商工観光課長（山口 洋君）

それでは、お答えをいたします。

その前に、先ほど新工業団地の広さ、または事業費ということで御紹介をいたしました、大村方工場団地、谷田工場団地の広さを16ヘクタールということでお知らせいたしました、13ヘクタールの誤りです。申し訳ございませんでした。

それでは、企業誘致の取組はどうしているのかということでお答えをさせていただきたいと思えます。

企業誘致の取組につきましては、本市単独での誘致活動は極めて困難となっております。県の出先機関であります首都圏事務所、また、関西・中京事務所、県企業立地課などと引き合い企業の情報共有、また、企業ニーズの把握、優遇措置の検討など、緊密な連携を図りながら取組を進めてきたところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、市の工場団地分譲が完了いたしまして、製造業などの企業向け用地のストックがゼロになったため、現在の取組としましては、大規模な工業用地を必要としない事務所系企業、また、サテライトオフィスなどの誘致活動の取組を強化しております。サテライトオフィスマッチングセミナーへの出展、また、事務系及びIT関連企業への訪問、業界の動向を聞くとともに、本市のPR活動を行っているところです。

また、令和3年度、昨年からの取組としましては、自治体・企業オンラインマッチングイベントに本市単独で出展をしております。地方拠点を検討している企業向けにプレゼンテーションを実施、また、企業の引き合いが強まれば、あるいは現地視察という状況に至った場合、企業ニーズに合った物件等を紹介するレベルになりますので、空き物件、テナントなどの調査は適宜、適時行っているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

工業団地がないということで、事務系というようなところで今やっているよということですよ。今呼び込めるところをやっていると。

こういうことは新聞にちらほら、あそこに何ができた、ここに何ができた、他の市町に何

ができる、そういったのをぼつぼつ見ますよね。これはやっぱりきちんとやっているんですよ。何もせんであがんで来てるところはない。

ただ、土地とか、そういった特殊なものが特殊なところに行くと、きちんとしたところに行く、そういったところに行くというのはありますけれども、やはり何かそういった行動を起こしていなければ見込みはできない。そういったところで、鹿島に来ていただく企業はどういった先が一番いいだろうか、そして、今の状態でどういったところに言えばいいだろうかというところで、見込み先をつくらばいかんとですよ、見込み先を。そして、10社なら10社、見込み先をつくる。そして、そこに行く。そして、マッチングさせていくということをしなければ、1つだけしよっても、それがぼしゃったら何もならん。そいけん、やはり七次計画をつくっているのなら、そういったことをきちんとして、それは大変かと思うと、大変じゃないですよ。今いろんな調べるものがありますから。そして、そこで見込み先をつくって、そこにアプローチをしていくということですよ。何も大変なことはなかです。それで、そういったことをきちんとやっていただきたいと思います。

鹿島も優秀な企業が結構ありますけど、年に30人、40人もごつとごつと取れんとですよ。だから、こういったことが必要であるということは七次計画でもきちんと立ててあっじゃなかですか。それを達成するように頑張っていくということでやっていただきたいと思います。

いつも言っているんですが、市長のトップセールスということでもよろしいですか。

○議長（角田一美君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

工業団地の造成、それから企業誘致、これは一体的に進めていかんとなかなか進んでいかないものだと私も思っています。

1つ鹿島で変わったのは、国道207号のバイパスが鹿島市内4車線化できました。そういうことも企業誘致の一つの引き金になるというふうに考えています。そういうことも含めて、やはりどういう企業に来ていただきたいのか、そういうことを頭に置いて企業誘致というのは考えていかなければいけないと思います。

トップセールスということで私も以前申しました。東京に行った、首都圏本部とか、いろんなところに行って、どういうふうな状況とか伺ったこともございますし、さっき言ったいろんな知り合いもいます。東京とか大阪、いろんなところに。そういうところからいろんなアンテナを張って情報収集する。そして、やはりそこと交渉をしていく、そういう流れをずっと続けていかなければ企業誘致にはつながっていかない、そういうふうに思いますので、県とか、いろんな人とのつながりも大事ですけど、鹿島出身のいろんな方もおられます。いろんなつてを伝わって、つてをお願いして企業誘致というのは成り立っていくと思いますの

で、今、笠継議員おっしゃったように、工業団地の造成、それから企業誘致、これはやはり鹿島市にとっても大事なことですので、一体となった考え方を進めていきたいというふうに思います。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

ありがとうございました。

企業誘致についてはトップセールスとありますが、今言われたように、要は成果の出やすいような方向でやるというふうなことでよいと思います。成果の出やすいようなところでの見込みを、そしたらどういふところがあるかと。市長が行って、こういったところもあるよというふうなところですね。そういうものを見込みに上げて、そこから行っていくというふうなことは大事かと思ひます。

そして、それは全く知らない先には挨拶だけでいいんですよ。そういったのを例えば半年に一遍ずつ繰り返していくといえは慣れてくる。そしたら、あとは電話でいいと。そういったことをやっていただければなと思ひています。そういったところで、言われたように、誘致は大事だと思ひます。目標を達成するため、そういうことでよろしくお願ひします。

次に、未婚、晩婚化について先ほど答えていただきましたけれども、現状が40歳から49歳の未婚率で男性が23.5%、4人に1人ですね。女性が18.8%、約5人に1人、それから、50歳から59歳までは男性が5人に1人が未婚、女性はほぼされているというふうな状況になっております。

このことは日本全体の問題ではあります、やはりそういった家族の方とか悶々とされていきますよね。当事者も悶々とされていると思ひますけど、これはやはり社会的要因がですね、雇用形態が変わる、収入が上がらない、そういった中での結婚がどうかというふうな思ひになる。そういったところでこういった現象が起きていると思ひます。

佐賀新聞の8月15日に、日本世論調査会が取られたアンケートを載せておられます。結婚をどう思ふか。どちらかといえはよい、結婚はよいと思ふ、この2つの合計が91%、結婚はよいと思ふてあるわけですよ。それは我々が考えてもそうだと思ひます。

そういう中で、やはり市としても支援せんばいかんとやなかろうかと思ふわけですよ。この婚活については、皆さん御存じのように、中村一堯議員が前々から一生懸命やられています。多くの方が結婚されて喜んでおられます。今も結婚される方が続いていると、すばらしいことだと思ひます。これもやはり市町として、そういった悩んでおられる方たちを自然と取り合わせるという形を取らんばいかんと思ふわけですよ。

質問をいたしますが、各市町でそういった応援をしているということは分かっておられますでしょうか。各市町、知っておられますか。お答えをお願いします。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

他の市町の婚活支援ということですが、国の交付金の活用状況と、あと、今後の方向性についても少しお答えをしたいと思います。

まず、婚活支援を行っている市町の多くは、国の交付金であります地域少子化対策重点推進交付金という交付金事業を活用されております。

この交付金は、国が進める少子化社会対策大綱に基づきまして、地方公共団体が行う出会いの機会の提供、あるいは結婚に関する相談支援、それから、官民が連携した結婚支援の取組と結婚生活のスタート支援ということで、これに係る市町の取組を支援するといった内容の交付金事業でございます。

令和3年度の県内の取組状況といたしましては、結婚支援に関しては佐賀県も取り組んでおられまして、ほかにも2市1町、それから、結婚生活のスタート支援に関しましては、1市6町が取り組まれております。

一方、鹿島市では、これまで子育て支援のほうに力を入れてきておりまして、婚活事業は行政自ら行うのではなく、民間の取組を支援する方向で進めてまいりました。

ただ、少子化に歯止めがかからない状況の中で、これからは鹿島市としても未婚者に対しての結婚を促す取組、特に若い方が結婚したいと思う意識を高めていく、そういった何らかの取組が必要であるというふうに考えております。

これから限りある財源と職員数の中で、これから鹿島市が取り組むべき、あるいはまた取組が可能な支援とはどういったものがあるのか、周辺の市町の取組も十分に参考にしながら、まずはしっかりとそういったところを研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

このことは、その方たち、特に家族、そういった方たちの要望があります。今言われたように、県で2市1町、1市6町、武雄市はおむすび課がありますね。これは令和4年度4月から8月まで、252組の登録、結婚数8組16名、4月からですよ。交際中が27組の54名、県外登録22名。それから、伊万里市ですね、これも平成22年度から始めて、総数は1,391人、成婚数265人となっております。今の登録者数は595人で、男性337人、女性258人、喜びの声が上がっています。鹿島の人も武雄のおむすび課で紹介をさせていただいて、感激したと言ひよんさっです。えっと思いましたけど。

そういうことで、やはりこういう情勢の中で、前向きにやろうというふうなところで取り組んでいただきたいと思います。今後の取組をどう思っているかをお答えください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

先ほど私のほうから、何らかの取組は必要であると、必要性は感じておるところでございます。ただ、どういったことでどのような取組がいいのか、それはこれからしっかりと研究をしたいということで申し上げました。

具体的に言いますと、まず、結婚支援に取り組む意義といいますか、結婚支援だけじゃなくて、例えば、移住だとか、地域資源の活用だとか、そういう方々にPRをすとか、いろんな効果というものを出して、やはりそういう事業を展開しないと、結婚支援につながるだけじゃなくて、やっぱり2つ、3つそういったメリットも付与しながらしている市町もございますので、そういったところも十分に検討する必要があるのかなというふうに考えております。

そして、あと予算の確保、それから、庁内での推進体制も非常にこれは重要なところでありまして、先ほど限りある財源と職員数の中でということで申し上げましたけれども、そういったところも庁内での推進体制も調整をするというような必要性があります。

それと、あと佐賀県では結婚推進会議というのが年に1回大体あっておりますけれども、そういったところでほかの市町と情報交換しながら、こちらも当然どういった取組がいいのかというのは研究をする必要がありますけれども、それとあと、やはり広域の連携を県のほうも進めておられますので、そういったところも研究をしなくちゃいけないということですね。

あとと言われておりますのは、民業圧迫への懸念ということで、民業とのどういったすみ分けを考えるのかというのも研究する必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

部長にも同じ取組姿勢をお願いします。

○議長（角田一美君）

岩下市民部長。

○市民部長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今、笠継議員の御質問の中で、総括的なところで結論のほうをお答えいたしますと、これまで中村福祉課長が答弁いたしましたように、県内外の、特に他市町の先行事例等の取組をまずは研究して、どういうやり方が鹿島に合うのかというところを進めていきたいと思えます。

笠継議員の御質問であったように、今後も特に未婚、晩婚化が進めば少子化が進むということも懸念されるために、行政のみならず、今、鹿島市の中でも婚活を先行的に実施しているらっしゃる民間の団体がございますので、そういう団体の方々とも、手法等を御教示いただいたり、協議を重ねて、鹿島市としても、先ほどありました国の交付金とか、あるいは費用対効果等も行政としては含めて、どのような取組が効果的なのか、そして、成果が出るのか、情報の収集等を含めて検討を市としても取り組んでいきたいと、進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

武雄市、また伊万里市ですね、ここはそういった取組をして、そして、多くの方たちが成婚されています。そして、喜んでおられます。そういった状況を見ると、やはり鹿島市もやらにやいかんと思えます。そういったところで前向きに考えてやってもらいたいと思えます。

次に、市道上のかぶり木の件について質問をいたします。

映像をちょっと見ていただくと、

〔映像モニターにより質問〕

市道上のかぶり木、これは3件ほど今撮ってあると思えますが、ふれあい楽習館が向こうに見えますよね。そこの通り道です。そして、これは障害者施設ですね。療育園さんの通勤道路、これからずっと離れています。そのようなところにかぶり木があります。下は市道、4.5メートルが限界のところから下に来ているという状況ですね。これもかぶり木で、能古見小学校通学道路、これがさつき課長がおっしゃっていましたが、少し手を入れていただいているところですね。

これは3件の例ですが、非常にこのかぶり木のことで地区の区長が困っているわけですね。相談に来ます。それで、こうやって市に相談をしに行っているわけですが、先ほど課長が言われたように、いろんな事情があってできない状況であるというふうなところですね。

鹿島市は能古見、古枝、七浦、緑も多く、こういったことは前々から多分いろんなことで相談がっているものと思えます。私も区長を令和元年、2年しましたけれども、自分の地区だけでかぶり木があるのを相談に来られるわけです。そして、先ほど課長が言われた、所有者が不明、それとか、鹿島以外において、高齢者で、自分はしきらんよというようなところも結構多いわけですよ。したがって、これが市道上のかぶり木で、鹿島は自然が豊かでい

いよと言うけど、かぶり木の処分ができない状況のところは結構多いわけですね。景観も悪い。そしたら、鹿島のそういったイメージを伝えようとしても、だんだん伝わらなくなってくるというようなところがあるわけですね。それで、危険性、この間、軽トラに乗って、60ぐらいの人がかぶり木に当たってフロントガラスが割れたと。フロントガラスに枝がぼつとつけば、全部ぼしっとなって替えんばいかんごとですね。65千円ぐらいかかる。自分もゆっくり走って、よう前は見よかんけんですよというようなこともあります。市道管理者がしなければいけない4.5メートルより下に下がっている、そういうのも結構あるので、このところは市としても気を配っていただいてお願いしたいと思いますが、市としてこのかぶり木の問題は、市道の道路管理者であるものの対応が必要だと思いますけど、どうですかね。お答え願います。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

まず、かぶり木の問題につきまして、先ほど4.5メートルと言われたところでございますが、これは道路法で、安全に車が通行する場合、車道部分が4.5メートル、歩道の部分が2.5メートル、そこから下がっている部分についてはこちらのほうで切らせていただいているというところでございます。

ただ、やはり切れるのは市道と民有地の境までというところになりますので、やはり木々の生い茂るスピードは速く、すぐに伸びて対応が難しいというところがあるのも事実でございます。

ただ、今回のかぶり木の問題は、そのほとんどが民有地から来ている問題でございますので、これに関しまして、かぶり木の問題につきましては、この民有地の所有者が対応する案件であるというふうに考えているところでございます。もちろん市道の安全上の問題はこちらですることもございますが、根本的なところはそこがあるというふうに御理解いただければと思っております。

なお、区によっては、農林水産課のほうが所管にはなりますが、多面的機能支払交付金、通称農地・水と呼ばれる、こちらの交付金を活用して公役で対応しているところがございしますので、御紹介させていただきます。

以上です。

○議長（角田一美君）

3番笠継健吾議員。

○3番（笠継健吾君）

所有者の木を切ったらいろんなことがあると、所有者の承諾、そういったのが必要かと思

います。いろんな縛りがあって、さっさとできないというふうな市の状況があると思います。が、他市町の状況を調べましたところ、長崎県の平戸市、聞かれたことがあつてですかね。平戸市が、市と地区とタイアップしてやっているんですよ。昨日、平戸市に聞きましたけど、非常に地区の人たちが感謝されています。というのは、本来私有地に伸びる樹木は、その責任者において適切に管理しなければならないため、所有者にお願いしているところですが、高齢化や不在により適切に管理ができず、危険な箇所が増加している状況です。ということで、市は道路環境の維持を図り、交通の安全を確保するため、幹線道路を中心に、ここでは陰切りという言葉ですね、陰切り作業を行っています。地区の生活道路については、自治会と市が協力して陰切り作業、市道沿線樹木伐採事業というのを制定して実施している。事業の概要、市で高所作業車、伐採作業員を派遣します。そして、バックホーとかダンプ、高所等も必要な機械を貸し出します。そして、自治会はその伐採作業の補助、切った枝とかをトラックに積むとか、そういったことをしていただきます。

そういうことで、この費用はどうしているか。市が全部出しています。市が全部出すということは、所有者の分からんとところにですかと聞いたら、全部所有者が分かるところも出しよらすとですよ。こういう地区もあります。今年4月から何件もやっている。そして、予算の範囲内で今年はやるよと。そして、そういったオペレーターの方たちも、建設業労働組合とかあって、そこに1年の単価を決めて、そして、派遣を要請するというので、非常にここはそこが進んで、今までかぶり木で道路とかがもわもわしとったのが、きちんとなっているということです。

なので、こういうところに聞かれて、要はどうやって地区のためになるかということを考えてもらって、そしたらこういう方法があるなというようなことを考えて——課長を責めるわけじゃないです。前々からのことですからね。一生懸命やっている。そういうことを前向きに考えてやっていただきたいと思います。

1つだけ教えてください。そういったことを市町のことも聞いてやっていただくかどうか、ちょっとお答えしてください。

○議長（角田一美君）

橋川都市建設課長。

○都市建設課長（橋川宜明君）

お答えいたします。

先ほど御紹介がありました平戸市の市道沿線樹木伐採事業は、御紹介がありましたとおりでございますが、地元の公役のときに市道沿線のかぶり木を伐採する場合、高所作業車やバックホー、ダンプカーなど、公役では準備しにくい作業車や作業機械を地元の建設業界と協定を結んで出してもらい、平戸市がその料金を負担している事業でございます。

この平戸市の市道沿線樹木伐採事業を鹿島市でも導入できないかという御質問だと思いま

す。

平戸市のほうにこの事業のことをお尋ねして確認しましたところ、市道のかぶり木除去に関しまして、鹿島市と平戸市で大きな違いが1つありました。かぶり木除去を鹿島市は直営の市の作業員で行っているのに対し、平戸市には直営の作業員はおらず、もともと地元の建設業界に委託して行っていたということでございます。このかぶり木除去の委託の一部を公役に合わせて実施しているのが平戸市の市道沿線樹木伐採事業であると認識いたしております。このため、直営の作業員がいない平戸市の事業を直営の作業員がいる鹿島市に持つてくることは、事業費の増大につながりますので、非常に難しいかというふうに考えておるところでございます。

ただ、議員御質問の中でもありましたとおり、高齢化や相続不明、または相続人が遠方において管理できておらず、荒れた土地が増えてきているのも事実であり、その荒れた土地から市道のほうにかぶり木が覆いかぶさっているというのも事実でございます。とはいえ、これまで民有地の所有者や公役で対応してきたところに補助金を出すとなりますと、一体どれだけの要望が来るか心配になるところでございます。特に民有地所有者のモラルハザード、倫理観の欠如といいますか、要するに、自分が管理しなくても誰かがやってくれと、ますます土地の管理を放棄される懸念があるというのが一つの大きな難点かと思えます。

もちろん、こういうところが増えてきているというところでは、また区のほうといろいろお話をさせていただいて、何らかのいい方法がないかというのは今後の検討課題であるとは思いますが、基本的には民有地の所有者がちゃんと管理していただくという大原則がありますので、その部分をどうしていくかが非常に大きな問題であるというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長（角田一美君）

3 番笠継健吾議員。

○3 番（笠継健吾君）

地区が困っているところが多い。地区の区長がそういったことを受けて、それは所有者がせんばいかんでしょ。そいけん、所有者に言う。所有者が高齢でどうもでけん。そしたら、代わってせんぎんた、その市道上の陰切りはできない。そういうことを市としてはしてやらんばいかん。どういった方法でしてやれるのかということを考えんと、前向きに考えんと、反対の方向を考えて言うじゃなくて、前向きに考えて、そしたら、お金のなかって。そしたら、お金のなかったら、年度内でできるようなところの予算だけでやるとか、それとか、区長が判断をして、ここはやっぱりしてもらわんばいかんよとか、しかし、ここは所有者がきちんとしておるとやけん、所有者にさせますよとか、そういったところで区長は悩んでいるんですよ。ですから、平戸市の場合は直営の技術員がいないとか、それで建設業組合に頼んで

やっているとか、それは人練りのところであって、予算的なものは、それは鹿島市も平戸市も変わりませんよ。そういった中で、地域の一番困っているようなところに目を向けて、どうやってやるかということを考えてもらいたいと思います。

かえってそういうところはいっぱいあります。鹿島市の景観、そういったところも大きな目で見てみればありますよね。景観をよくするためにやると。そういった地区の区長さんが困っている事情がありますので、それは今、課長が言われた、きちんとする面はきちんとし、そして区長がどうしてもでけんけん、ちょっと相談に来ましたといったら、そこら辺を検討する。そのためにはそういった予算も少しは考えておくということが必要だと思います。そのことはまたずっと来られますよ。なので、きちんと考えていただいて、ここはうまくいくようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

答弁はいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で3番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明28日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時53分 散会